

# 第56回 手をつなぐ育成会 関東甲信越大会 長野大会

大会テーマ「地域で暮らす」



長野市鬼無里「大望峠」より 北アルプスと霧の里を望む

開催日時 令和4年10月22日(土) 12時～16時30分

主会場 ホクト文化ホール(長野県県民文化会館) 中ホール

本人参加イベント 善光寺・長野県立美術館

長野県手をつなぐ育成会  
関東甲信越ブロック手をつなぐ育成会連絡協議会

# 手をつなぐ母の歌

Moderato (♩=72)

The musical score is written on four staves in a single system. It features a treble clef and a key signature of one flat (B-flat). The tempo is marked 'Moderato' with a quarter note equal to 72 beats per minute. The score includes dynamic markings: *mp* (mezzo-piano) at the beginning, *mf* (mezzo-forte) at the end of the first line, *p* (piano) at the end of the second line, *cresc.* (crescendo) above the third line, and *mf* at the end of the third line. The lyrics are written below the notes, with hyphens indicating syllables that span across notes. The lyrics are: あ つ きねーが い に い きるーひ とーい / く と せ か さ ね て い ま も な おーと / もーに か た ら ん ま こ と も てーて / と て を つ な ぐ は は わ れ らー

## 手をつなぐ母の歌

久富吉晴 作詞・作曲

一、熱き希いに活きる人

幾とせ重ねて今もなお  
共に語らんまことともて  
手と手をつなぐ母われら

二、深き希いに活きる人

行く手を望みて俸せを  
共に拓かんまことともて  
手と手をつなぐ母われら

三、同じ希いに活きる人

光のさしそつ母の座を  
共に頼たんまことともて  
手と手をつなぐ母われら

# 第56回 手をつなぐ育成会関東甲信越大会 長野大会

大会テーマ 「地域生活移行の過去・現在・未来」

## 目 次

	ページ
関ブロ大会 長野大会 主会場 日程 . . . . .	2
挨拶 . . . . .	3
祝 辞 . . . . .	4
開催要綱 . . . . .	8
大会役員 . . . . .	12
本人参加イベント タイムスケジュール . . . . .	20
中央情勢報告 . . . . .	24
鼎談・座談会（講師等プロフィール・資料）	
第1部 鼎 談 . . . . .	57
第2部 事例発表 . . . . .	75
第3部 シンポジウム . . . . .	83
協賛広告 . . . . .	101

# 関ブロ大会 長野大会 主会場 日程

(ホクト文化ホール 中ホール)

11:00～12:00 受 付

12:00～12:30 大会式典（開会式）

開会のことば

主催者挨拶（大会長 中村 彰）

来賓祝辞

（長野県健康福祉部長様、長野県議会副議長様、長野市副市長様、全育連会長様）

祝電披露

中央情勢報告（全国手をつなぐ育成会連合会専務理事 田中正博様）

閉会のことば

12:35～16:10 鼎談・座談会

テーマ 「地域生活移行の過去・現在・未来」

第1部 鼎談「西駒郷の地域生活移行を振り返って」 12:35～13:35

講師 福岡 寿氏（日本相談支援専門員協会顧問）

講師 小林 彰氏（かりがね福祉会理事長）

講師 山田 優氏（平成15年当時の西駒郷地域生活移行責任者）

進行 刈間 靖氏（元長野県手をつなぐ育成会事務局長）

（10分休憩）

第2部 事例発表「地域で暮らす、地域とは」 13:45～14:55

講師兼進行 中村 修氏（ゆらゆら代表理事）

講師 松澤重夫氏（北アルプスの風障がい福祉部長）

事例発表者

（15分休憩）

第3部 シンポジウム「長野県の障がい福祉施策～皆様へのメッセージ」

15:10～16:10

コーディネーター 又村あおい氏（全国手をつなぐ育成会連合会常務理事）

登壇者 野口直樹氏（高水福祉会常務理事）

登壇者 片桐政勝氏（アルプス福祉会常務理事）

登壇者 中村 彰（長野県手をつなぐ育成会長）

（10分休憩）

16:20～16:25 大会宣言

16:25～16:30 次期開催地挨拶（栃木県手をつなぐ育成会）

16:30 閉 会



長野県のシンボル  
（県鳥）ライチョウ



## ごあいさつ

手をつなぐ育成会関東甲信越大会  
長野大会 会長 中 村 彰  
(長野県手をつなぐ育成会 会長)

第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会の開催にあたり、主催者を代表してご挨拶申し上げます。

人が集い、人が触れ合う機会を奪った新型コロナウイルス感染症、全世界がパニックに陥ってから早三年弱、世界保健機関曰く「終息の兆しが見え始めた」今こそ、改めて予防活動の再認識・再実践を求められているものと思います。皆さん、心合わせをして、わが身の為、みんなの為にもうしばらくの間、頑張っ参りましょう。

さて、本県が開催地となる 1 年半程前から、本大会の主テーマは『地域で暮らす』ことを念頭に、官民協働で進めてきた『その人らしく暮らす』ことに定め、『例え障がいがあっても…』、『例え少くぐらい周囲に迷惑を掛けたって…』との思いを形にすべく、障がい福祉に携わる人たちが互いの垣根を越えて取り組んできたことを、そして今後の課題にどう取り組んで行くのかということ、赤裸々に語り合い、明日の障がい福祉を考える一助になれば…、との思い(想い)で開催させていただくこととしました。知的障がい児者を我が子に持つ親と、その子を支援していただいている障がい福祉に携わる関係者で創りあげる今大会、参加者各位にとって大いに刺激となる大会であって欲しいと願っております。

末筆ながら、本大会にご参集いただきました関東甲信越ブロックの皆さま、ご多用の中ご光彩を添えていただきましたご来賓各位に御礼を申し上げますとともに、本大会開催にご協力・ご協賛等いただきました関係者各位に心より感謝申し上げます。



# 祝 辞

長野県知事 阿 部 守 一

「第 56 回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会」が、ここ長野県に多くの皆様をお迎えして盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

本日ご参集の皆様方におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で、知的障がいのある方の福祉の向上や社会参加の促進に向け、ご尽力いただいていることに深く敬意を表します。

本県の県政運営の基本であります総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」におきましては、基本方針の一つに「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を掲げ、障がいがあっても地域でいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる社会を目指して、計画の最終年度である今年度は各種施策の総仕上げを進めているところです。

本年3月には「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」を制定し、10月から全部施行となりました。この条例は、障がいの有無にかかわらず多様性を認め合い、誰もが支え合い、一人ひとりが最大限に尊重される社会を目指しております。また、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や事業者に社会的障壁を取り除くための合理的な対応を求める規定に加え、県の責務や県が取り組むべき基本的施策などを盛り込んでおります。

県では、障がいのある方が地域で自分らしく自立した生活を営むために必要な教育・就労やスポーツ・文化芸術活動等の支援、また、地域で安心して暮らすための情報保障、防災対策、権利擁護等の支援の更なる充実に取り組み、本大会のテーマである「地域で暮らす」をより一層推進してまいりたいと考えております。

全ての県民が将来に希望を持ち、安心して暮らすことができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、共生社会づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

さて、季節は「実りの秋」、「行楽の秋」を迎えております。ご来訪された皆様におかれましては、健康長寿県・長野県が誇る新鮮な野菜・果物や美味しい郷土料理をご堪能いただき、この機会に本県の多彩な魅力を満喫していただければ幸いです。

結びに、大会開催に当たりご尽力いただいた関係各位に改めて敬意を表しますとともに、本大会のご成功とご参集の皆様の益々のご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



# 祝 辞

長野県議会議長 丸 山 栄 一

令和4年度手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会が、ここ長野の地において盛大に開催されるにあたり、地元長野県議会を代表しまして、心からお祝いを申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から、それぞれのお立場で、知的障がい者の社会参加と自立促進のため御活躍されますとともに、社会福祉の向上に向け多大な御尽力をいただいておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、障がいのある人もない人も、誰もがお互いを理解し、尊重し、支え合い、豊かに暮らすことのできる社会の実現は、誰もが等しく願うところであります。今大会のテーマは「地域で暮らす」と伺っておりますが、障がいの有無に関わらず、本人が望んだ場所で望んだ生活を送ることは、全ての人に与えられた共通の権利であり、そのためにも、障がい者の生活を地域全体で支える体制の整備が、極めて重要と認識しております。

長野県においては、各圏域に地域生活支援拠点等が整備されており、また、本年4月には「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行されるなど、障がい者が地域で生活し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現するための環境づくりが、着実に進められております。

しかしながら、依然として障がい者を取り巻く環境には困難も多く、障がい者が生きづらさを感じることはない社会にするためには、地域住民の理解や協力を広げ、社会全体の意識を変えていくなど、さらなる努力が必要です。

こうした中、本大会において、関東甲信越各県の育成会会員をはじめ、御関係の皆様方が一堂に会し、共に研鑽を積み、意見交換されますことは誠に意義深く、参加者相互の交流・親睦が深まり、実り多い大会となりますことを心から願っております。

長野県議会といたしましても、誰もが明るく安心して幸せに暮らすことができる地域社会と、心の通い合う福祉社会の実現を目指して、今後とも最大限の努力をして参る所存でございます。

結びに、本大会の開催に多大な御尽力をいただきました御関係の皆様方に、心から感謝申し上げますとともに、本大会の成功並びに手をつなぐ育成会の益々の御発展と、御参加いただきました皆様方の御健勝・御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



# 祝 辞

長野市長 荻原健司

第 56 回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会が本市において盛大に開催されますことをお祝い申し上げますとともに、長野市民を代表して心より歓迎申し上げます。

また、本大会に御参加の皆様におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で、障害のある方の生活支援や社会参加の推進に御尽力いただいていることに心より感謝申し上げます。

本市では、障害者施策の基本的な方向を定め、総合的かつ計画的な推進を図るため、令和 3 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 2 次長野市障害者基本計画を令和 3 年 4 月に策定し、「一人ひとりの尊重」、「包括的な支援の推進」、「地域で支え合う福祉の推進」を基本的視点として、障害のある方々が個性を存分に発揮し、活躍できる社会を目指して、障害者施策を推進しています。

今後も、障害のある人もない人も、全ての人が個性や能力を活かして自由に活動し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、関係の皆様には一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本大会においては、「地域で暮らす」をテーマとして、関東甲信越地区各都県の皆様が、障害のある方の社会的自立及び社会福祉の増進を目指し、研究・研さんを行うことは誠に意義深く、本大会を通じて、皆様の交流と活動の輪がさらに広がるものと思います。

また、令和 10 年度には、長野県において全国障害者スポーツ大会の開催が予定されております。これは障害のある選手がスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催されるものです。長野市で開催予定の競技もありますので、本日御参加の皆様には、このような機会にも長野県、長野市を訪れていただき、交流が継続していくことを期待いたします。

結びに、関東甲信越ブロック手をつなぐ育成会連絡協議会並びにその構成育成会のますますの御発展と、本大会に御参加されます皆様の御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いのことばいたします。



# 祝 辞

一般社団法人  
全国手をつなぐ育成会連合会  
会 長 久 保 厚 子

令和4年度 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会 長野大会の開催に際し一言お祝いを申し上げます。

令和4年度 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会 長野大会の開催、誠におめでとうございます。

まず初めに、令和2年から新型コロナ感染拡大が続いており、また、台風や大雨等で感染や災害あわれた方々にお見舞い申し上げます。また、会員の皆さまも、コロナ禍の中、感染対策に気を使い、コロナ以前の暮らしとの変化を余儀なくされていることと存じます。特に障がいのある方々のストレスも大きくなり、早い感染収束を願うばかりです。

このような中、全国の育成会の大会も従来のようにはできていませんが、「第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会 長野大会」が、感染対策に細心の注意を払いながら会場参集型で開催していただきますことは、会員の皆さんを始め育成会活動の推進につながることで期待をいたしております。

一方で、国の動きは多岐にわたる見直しが行われており、国連による障害者権利条約の事前質問に対する日本の回答が8月に行われ、その回答に対応するために「障害者総合支援法」「児童福祉法」「精神保健福祉法」「障害者雇用促進法」「成年後見制度利用促進法」「新しい時代の特別支援教育の在り方」等、障害のある人の人権が守られるように、『共生社会』に向けた動きが行われています。具体的には、「中央情勢報告」としてご報告申し上げますが、私たちも育成会活動の原点であります「一人の人としての人権が尊重され、地域社会で安心して過ごせる当たり前の暮らしと幸せを求める」ための様々な活動を更に推し進めて行かなければなりません。

そうした意味では、今年の本大会は、3年ぶりの会場参集型大会として「地域で暮らす」を主題とし、育成会活動の方向性を共に考え、実行できる大会を実施されますことは、まさに今課題となっています地域と共に様々につながりながら活動することにつながる大会であり、会員の皆さまの明日からの活動に大きな目標が確認できる大会になると期待をしております。

最後になりましたが、本大会の開催にあたり、準備をしていただきました、関東甲信越ブロック育成会の皆さまと、主管としてご尽力いただきました長野県手をつなぐ育成会さまや関係者の皆さまに心から感謝を申し上げますとともに、関東甲信越ブロック育成会さま及び長野県手をつなぐ育成会様の益々のご発展と、本日までご参加の皆さま方のご健康とご多幸をお祈り申し上げお祝いの言葉といたします。

# 第56回 手をつなぐ育成会関東甲信越大会 長野大会 開催要綱

## 1 大会趣旨

長野県では「障がいがある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」を本年4月（一部10月）から施行し、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、支えあい、活かし合う社会の実現を目指しています。

私たち保護者は、意志ある支援者とともに「障がいがあっても本人が望んだ場所で、本人が願うような生活が送れるように」という思いで活動を続けてきました。

しかしながら、社会全体の高齢化、福祉人材の不足、そして新型コロナウイルス拡大防止のための人々の往来の停止などにより、今までにない非常に厳しい局面を迎えています。

本大会では、活動の原点に立ちかえるという意味で、支える人・支えられる人、ともに、あらためて「地域で暮らす」について考え、親の会としてできる活動を積極的につなげていきます。

## 2 大会テーマ

「地域で暮らす」

## 3 主 催

長野県手をつなぐ育成会

関東甲信越ブロック手をつなぐ育成会連絡協議会

## 4 主 管

手をつなぐ長野大会 2022 地域で暮らそう実行委員会

## 5 後 援

（順不同）

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会、長野県、長野県教育委員会、長野市、長野市教育委員会、（社福）長野県社会福祉協議会、（社福）長野県共同募金会、長野県民生委員児童委員協議会連合会、（社福）長野市社会福祉協議会、長野市民生委員児童委員協議会、長野県特別支援教育研究連盟、長野県肢体不自由児者父母の会連合会、（社福）長野県身体障害者福祉協会、（NPO）長野県精神保健福祉会連合会、（一社）長野県知的障がい福祉協会、（社福）長野県知的障害者育成会、長野県自立支援協議会、長野県相談支援専門員協会、（社福）長野県社会福祉事業団、（社福）長野市社会事業協会、（NPO）人和会、（NPO）北アルプスの風、（一社）ゆらゆら、（社福）佐久学舎、（社福）アルプス福祉会、（NPO）シャイン、（社福）親愛の里、（社福）高水福祉会、信濃毎日新聞社、朝日新聞長野総局、読売新聞長野支局、毎日新聞長野支局、産経新聞社長野支局、日本経済新聞社長野支局、中日新聞長野支局、NHK長野放送局、SBC信越放送、NBS長野放送、TSBテレビ信州、abn長野朝日放送

## 6 期 日

令和4年10月22日（土） 12時～16時30分

## 7 会 場

ホクト文化ホール（長野県県民文化会館） 中ホール （主会場）  
善光寺・長野県立美術館 （本人参加イベント）

## 8 参 加 者

関東甲信越1都9県3政令指定都市育成会会員及び知的障害児者本人並びに関係者  
等 参加予定者数 500人

## 9 大会日程

- (1) 受 付 11:00～12:00
- (2) 大会式典 12:00～12:30  
開式のことば  
主催者挨拶  
来賓挨拶・祝電披露  
中央情勢報告（田中正博（一社）全国手をつなぐ育成会連合会専務理事）
- (3) 鼎談・座談会 12:35～16:00  
（テーマ） 「地域生活移行の過去・現在・未来」  
第1部 鼎談「西駒郷の地域生活移行を振り返って」  
講師 福岡 寿氏（日本相談支援専門員協会顧問）  
小林 彰氏（社会福祉法人かりがね福祉会理事長）  
山田 優氏（現「地域生活のススメ」一人運動主宰。平成15年当時の西駒郷地域生活移行責任者）  
進行兼 県育成会関係者  
第2部 事例発表「地域で暮らす、地域とは」  
講師 長野県内で活躍する当事者、支援者等  
第3部 シンポジウム「長野県の障がい福祉施策～皆様へのメッセージ」  
登壇予定者 野口直樹氏 社会福祉法人高水福祉会常務理事  
片桐政勝氏 社会福祉法人アルプス福祉会常務理事  
中村 彰氏 長野県手をつなぐ育成会会長  
コーディネーター 又村あおい氏  
（一社）全国手をつなぐ育成会連合会常務理事
- (4) 大会宣言 16:10～16:20
- (5) 次期開催地挨拶 16:20～16:30  
一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会
- (6) 閉 式 16:30

## 10 本人参加イベント

「遠くとも一度は詣れ善光寺！」

善光寺参道約1kmをスタッフと一緒にぶら歩き。

買い物や食べ歩き、アート作品鑑賞等を楽しみながら善光寺までお詣りに向かいます。お詣りの後は長野県立美術館へ。

ここで善光寺にまつわる民話から生まれた「布引き牛」作りのワークショップを体験し、お土産としてお持ち帰りいただけます！

### <注意事項>

- ・参加費には「布引き牛」代、移動時の乗車代を含みます。(買い物のお小遣いは含みません)
- ・行きはスタート地点まで車でお送りします(希望者は直接、善光寺、県立美術館等まで送迎可能です)。
- ・帰りは県立美術館からホクト文化ホールまでシャトルバスでお送りします。

※参加申し込み後に詳細通知

**講師 田嶋 健(たじま けん)さん** 1973年長野県佐久生まれ、在住。木版画による縁起物、民話をモチーフにした紙芝居や玩具を制作。善光寺関連の仕事も数多く手掛ける。



11 大会参加費 3,000円(資料代を含む。)

12 本人参加イベント参加費 3,000円

(1) 募集定員50名

定員を超えた場合、お申し込みをお断りさせていただく場合があります。

(2) 家族(保護者)又は支援者が、ホクト文化ホールの受付まで必ず同行してください。街歩きと県立美術館ではグループごとにボランティアが付き添います。

(3) 付き添いの方が参加する場合の参加費は本人と同額です。支援者お一人が複数の方に付き添っていただく事は可能です。

(4) 街中散策時にお買い物をされる方は、参加費とは別に現金をご用意ください。

(5) 本人参加者は、申込み時に「本人参加者事前確認書」を大会運営事務局に提出してください。

### 1 3 宿泊（前日泊・当日泊）

「参加・宿泊お申し込みのご案内」ページをご覧ください。

参加費・宿泊費につきまして、大会運営事務局の委託に基づき、名鉄観光サービス(株)が収受代行いたします。

### 1 4 お申し込み方法

(1) 各都県政令市育成会は参加希望者を取りまとめ、指定の専用フォーム(Excel)に入力のうえ、名鉄観光サービス(株)長野営業所へメールでお申し込みください。

(2) 申込期限 令和4年(2022年)8月31日(水)必着

(3) Eメール [nagano@mwt.co.jp](mailto:nagano@mwt.co.jp)

※なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては中止、オンライン配信への変更をさせていただく事があります。

### 1 5 駐車場について

駐車台数普通車：約210台

車椅子専用（青色部）：5台

パーキングパーミット（緑色部）：5台

大型車：20台

収容台数には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

満車の場合は、駅周辺の有料駐車場をご利用ください。

### 1 6 その他

ホクト文化ホールでは、ステージ及び客席、展示室での飲食は禁止となっています。ホワイエ、玄関ロビーでの飲食は可能ですが、新型コロナの感染状況によっては、利用禁止となる場合もあります。

館内では、52席のカフェ・レストランが9時から営業しています。

大会の受付は11:00から、開会は12:00ですので、少し早い昼食となりますが、食事を済ませて参加されますようお願い申し上げます。

### 1 7 問い合わせ先

大会事務局 長野県手をつなぐ育成会

〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1

長野県長野保健福祉事務所 1階

電話 026-227-6811 FAX 026-227-6836

Eメール [kokoro@ikuseikai-nagano.jp](mailto:kokoro@ikuseikai-nagano.jp)

# 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会

## 大会役員名簿

2022年（令和4年）7月7日現在

大会役職名	育成会名	役職名	氏名
会長	長野県手をつなぐ育成会	会長	中村 彰
副会長	一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会	会長	小島 幸子
役員	一般社団法人新潟県手をつなぐ育成会	理事長	皆川 栄子
	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	理事長	佐々木 桃子
	一般社団法人茨城県手をつなぐ育成会	会長	永井 立雄
	山梨県手をつなぐ育成会	会長	宮城 隆
	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会	代表理事	加藤 シゲヨ
	神奈川県手をつなぐ育成会	会長	中川 孝子
	一般社団法人千葉県手をつなぐ育成会	会長	久保田 洋一
	川崎市育成会手をむすぶ親の会	会長	美和 とよみ
	公益社団法人埼玉県手をつなぐ育成会	理事長	高野 淑恵
	千葉市手をつなぐ育成会	会長	成田 智子
	一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会	会長	江村 恵子

## 第 56 回手をつなぐ育成会関東甲信越大会・長野大会

### 参加・宿泊 お申し込みのご案内

\* 参加登録また参加費等の収受は、大会運営事務局から名鉄観光サービス株式会社長野営業所にその業務を委託しております。

#### ◆参加費について

□大会参加費 お一人様 3,000円

□本人参加イベント参加費 お一人様 3,000円

\* お申し込みの早いところから受付させていただきます。

定員を超えた場合、お申し込みをお断りさせていただく場合がございます。

#### ◆参加申込について

##### ①参加希望者

別紙『参加申込書』に必要事項を記入し、各都県政令指定都市育成会にお申し込みください。

##### ②各都県・政令指定都市育成会

参加者希望者をとりまとめ、専用フォーム（Excel）に入力のうえ、名鉄観光サービス(株)長野営業所へメールでお申し込みください。

8月31日（水）必着。 メールアドレス nagano@mwt.co.jp

##### ③予約確認書兼お支払いのご案内

9月下旬、参加者あてに発送いたします。

予約確認書は受付の際必要になりますので、大会当日忘れずにご持参ください。

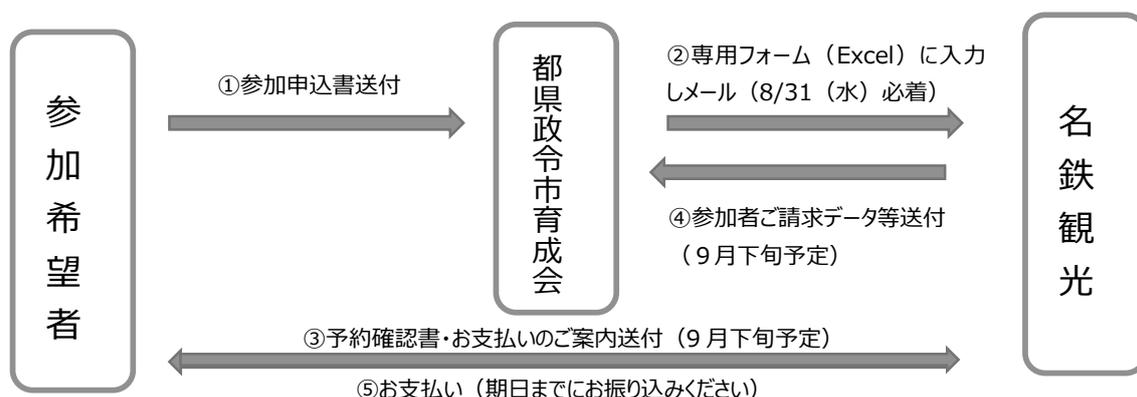
##### ④都県・政令指定都市育成会あてに参加者ご請求データ等（確定内容）をお送りいたします。

##### ⑤お支払い

参加費は「予約確認書兼お支払いのご案内」記載の振込先口座に指定期日までにお振り込みください。

大会会場でのお支払いは事故防止のためおこないません。

領収書はお振り込みの控えを持ってかえさせていただきます。



## ◆お申し込み後の変更・取消について

### □変更・取消の手続き

#### ①8月31日（水）まで

参加希望者は各都県・政令指定都市育成会にご連絡ください。

各都県・政令指定都市育成会は、専用フォーム（Excel）に変更内容を入力し、名鉄観光サービス(株)長野営業所へメールでご連絡ください。

#### ②9月1日（木）以降

参加希望者は各都県・政令指定都市育成会にご連絡ください。

各都県・政令指定都市育成会は、名鉄観光サービス(株)長野営業所へ変更内容を FAX でご連絡ください。

### □ご案内

・トラブル防止のため、お電話での変更・取り消しはいたしかねます。

### □取消料は下記表の通りになります。

・取消日の基準は、弊社営業時間内（平日 9 時 30 分～17 時 30 分）とさせていただきます。

・お申し込み後の参加費はいかなる理由があっても返金いたしません。大会終了後、資料をお送りいたします。

・返金は大会終了後、取消料および所定の振込手数料を差し引いたうえでお振り込みいたします。

取消日	お申し込み後					
参加費	お申し込み後の取り消しは 100%（大会終了後、資料をお送りいたします）					
取消日	21 日前まで	20-8 日前まで	7-2 日前まで	前日	当日	旅行開始後・無連絡
宿泊	無料	20%	30%	40%	50%	100%

## ◆宿泊について

本大会開催にあたり、宿泊施設をご用意しております。

### □本宿泊プランは名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただくお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することとなります。

●最少催行人員 1 名

●添乗員 同行いたしません。

●出発地から会場、宿泊施設までの交通はお客様ご自身でのご手配となります。

●この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める旅行取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部になります。

●詳しい取引条件を説明した書面をお渡しますので、事前にご確認の上お申し込みください。また詳しい旅行条件は名鉄観光サービス(株)ホームページでもご確認いただけます。

●旅行条件、旅行代金は令和 4 年（2022 年）7 月 10 日を基準としています。

### □設定日（宿泊日）

令和 4 年（2022 年）10 月 21 日（金）〔前日泊〕、22 日（土）〔当日泊〕

### □旅行条件

1 泊朝食付 お一人様 税金・サービス料込み

□お申込みの際のご注意

- 予約は先着順となります。
- 禁煙・喫煙ルームについては客室数の都合ご希望に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 電話、朝食以外の飲食代等館内利用分は旅行代金に含まれておりません。

□宿泊施設一覧

地区	ホテル名	客室タイプ	申込記号	旅行代金	アクセス
				(1泊朝食付)	最寄り駅、インターチェンジ、駐車場
長野 駅 善 光 寺 口	長野東急REIホテル	ダブル (1名利用)	1-S	¥12,500	・長野駅善光寺口より徒歩約1分。 ・普通車 提携 1泊1,100円
		ツイン	1-T	¥9,700	
	相鉄フレッサイン 長野駅善光寺口 <small>*21日(金)のみの設定となります。</small>	シングル	2-S	¥11,000	・長野駅善光寺口より徒歩約2分。 ・普通車 提携 1泊1,000円
	HOTEL NEW NAGANO NeXT	シングル	3-S	¥10,000	・長野駅善光寺口より徒歩約2分。 ・普通車 提携 1泊800円
		ツイン	3-T	¥9,500	
	ホテルJALシティ長野	シングル	4-S	¥12,000	・長野駅善光寺口より徒歩約8分。 ・普通車 敷地内など 1泊1,000円
	長野リンデンプラザホテル	シングル	5-S	¥9,500	・長野駅善光寺口より徒歩約8分。 ・普通車 敷地内など 1泊1,000円
ホテルナガノアベニュー	シングル	6-S	¥9,500	・長野駅善光寺口より徒歩約7分。 ・普通車 提携 無料	

- 旅行代金は、朝食付、税金・サービス料を含むお一人様1泊あたりの金額となります。
- 駐車場の詳細は直接宿泊施設にお問い合わせください。
- 上記宿泊施設は長野県「信州安心のお店」の認証を受け、新型コロナウイルス感染症対策を推進しております。

### ◆個人情報の取り扱い

名鉄観光サービス(株)は、お申込みの際にご提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡に利用させていただくほか、本大会の運営・管理の目的に限って使用いたします。

また、大会主催者の要請に基づき、名簿作成等のために情報を提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は利用いたしません。

※上記のほか、当社の個人情報取扱に関する基本方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

※名鉄観光サービス(株)個人情報保護方針 <https://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>

## ◆旅行企画・実施

□旅行企画・実施

### 名鉄観光サービス株式会社 長野営業所

観光庁長官登録旅行業第 55 号 (一社) 日本旅行業協会正会員 ポンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員  
〒381-0038 長野県長野市東和田 857-1 信州名鉄長野ビル

電話：026-244-8557 FAX：026-217-8151

Mail：nagano@mwt.co.jp

担当：原・小泉 旅行業務取扱管理者：原 大輔

営業時間：平日 9:30～17:30 (土・日・祝日休業)

\*お電話がつながりづらい場合がございます。Mail、FAX でもお受けしております。



営推 22-019

\* 旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

…………… 下記の空きスペースは、メモ等にご活用ください ……………

# ホクト文化ホールへのアクセス



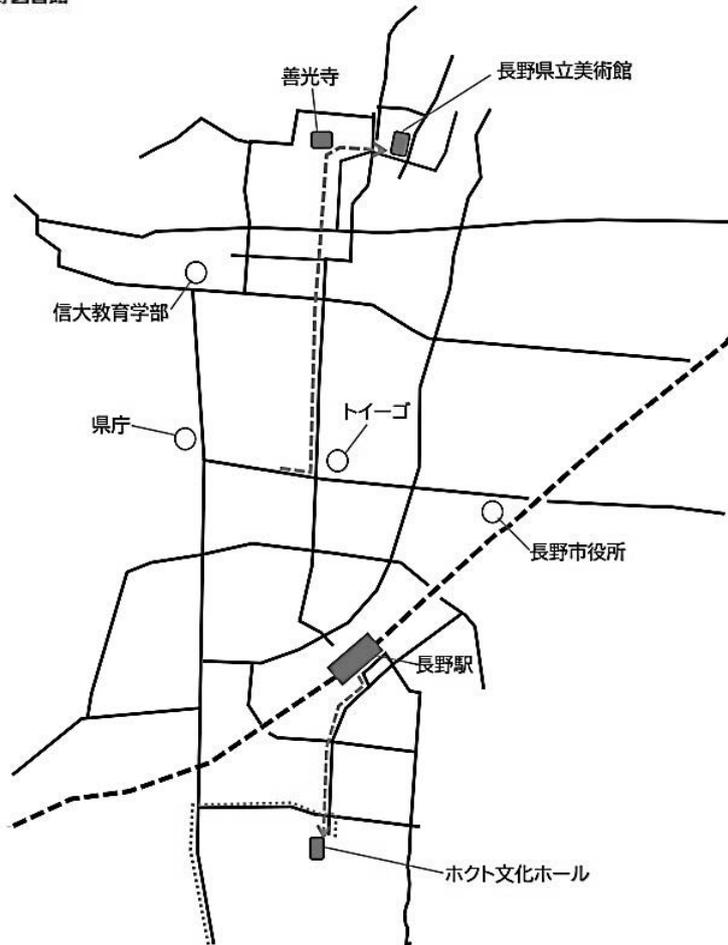
電車利用の場合

JR 長野駅東口から徒歩約 10 分 ----->

お車をご利用の方 .....>

上信越自動車道 長野 I.C. から約 30 分

長野 I.C. を下り、最初の信号を右折直進。R18 を横切りそのまま直進。R117 に合流後、丹波島橋を渡り、800m 先の信号（会館入り口表示有）を右折。400m 先を右折。





# 第56回 手をつなぐ育成会関東甲信越大会・長野大会 参加申込書 【参加希望者⇒都県市育成会あて】

( 枚中 枚目 )

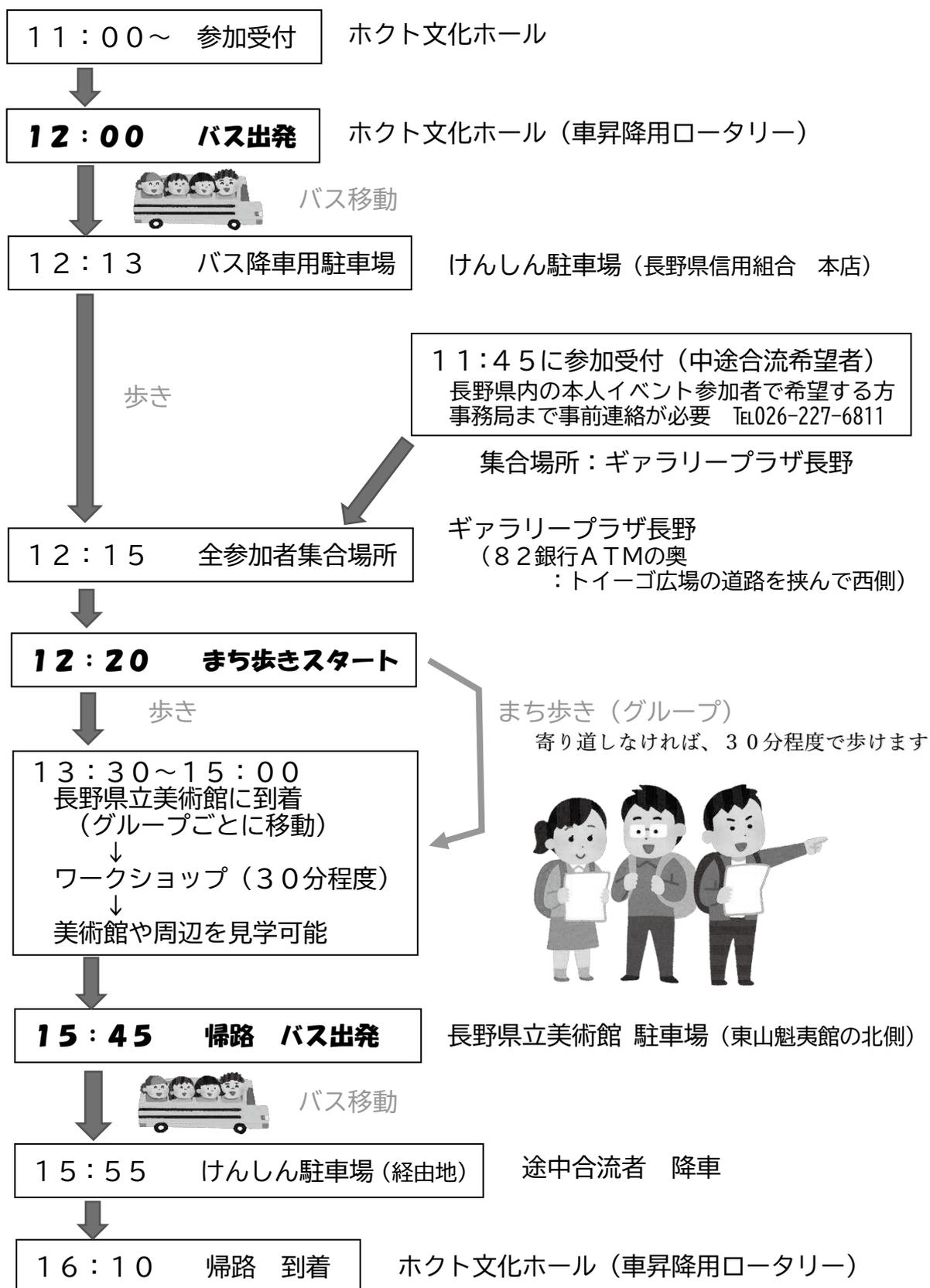
都 道 道 府 県	
申込団体名 (請求書宛名になります)	フリガナ
所在地住所 (書類・参加券の送付先)	ご連絡担当者名
〒	TEL
	FAX

\*参加ご希望の方は、本参加申込書に必要事項を記入し、各都県・政令指定都市育成会までお送りください。

No.	フリガナ ご参加者氏名	年齢	性別	車いす 台数	育成会入会 参加の方	本人参加 イベント 参加の方	大会関係 個人合計金額	宿泊プラン						宿泊費用 個人合計金額	個人 合計金額 <small>(第1希望ホテルの場合)</small>	備 考	
								宿泊日 (前日)	第1希望 金額	第2希望 金額	宿泊日 (当日)	第1希望 金額	第2希望 金額				喫煙
例	カガノ タロウ	45	男・女		3,000円 ○	3,000円	3,000円	○	1-S	3-S	10,000円	○	1-S	3-S	25,000円	28,000円	
例	カワガシ マサロウ	30	男・女	1	3,000円 ○	3,000円	3,000円	○	4-S	1-S	12,500円		4-S	1-S	12,000円	15,000円	
例	センゴウジ ハナコ	20	男(女)		3,000円 ○	3,000円	3,000円									3,000円	(本人)
例	チカガキ サカキ	35	男(女)		3,000円 ○	3,000円	3,000円									3,000円	善光寺花子の支援者
1			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
2			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
3			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
4			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
5			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
6			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
7			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
8			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
9			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
10			男・女		3,000円	3,000円	円									円	
合 計								円								円	

※ 記入例を参考に、合計金額と総合計をご記入下さい。上記に記載の金額はすべて税込金額です。  
 ※ 宿泊をご希望の方は宿泊日欄に○を必ずご記入ください。おタバコの喫煙のご希望に添えない場合がございます。  
 ※ (先着順にて受付させていただきます。予めご了承ください。)  
 ※ この申込書をFAXされる際は、必ず控えをお手元に残してください。変更・取消の際はこの申込書をご利用ください。  
 ※ 参加費等のお支払いは予約確認書兼お支払いのご案内書を9月中旬にお送りいたしますので、期日までにお支払いをお願いします。  
 ※ お車でお越しの方は、大会会場及び宿泊に際しまして別途駐車料金がかりますので、予めご了承ください。

# 第56回 手をつなぐ育成会関東甲信越大会 長野大会 本人参加イベント タイムスケジュール



第56回 手をつなぐ育成会 関東甲信越大会 長野大会

本人参加イベント

令和4年10月22日



## 本人イベントに参加する方、付き添いの保護者・支援者の方へ

手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会（関ブロ長野大会）に、ご参加いただきありがとうございます。

アトラクション内容について簡単にご説明いたします。

- ① 受付は大会参加者と同様にホクト文化ホールで行います。当日は12:00にバスに乗り街歩きスタート地点に移動します。おひとりで参加する方も、**バスに乗る場所までは付き添いをお願いします。**  
(バスに乗るまでは、中ホール外の受付・販売をしているホワイエ、又は動画を上映しているギャラリーのあたりにいてください。)
- ② バスに乗るまえに確認のための受付をします。バスはホクト文化ホールのロータリーに停車します。乗るときに氏名を確認させていただきます。
- ③ バスで長野市中心部まで移動します。バスを降りてからは、県立美術館までグループごとに歩いて移動します。グループにはそれぞれ長野県のスタッフとボランティアが1名ずつ付きます。貴重品と必要なもの以外はバスに置いてください。傘、雨具などは天候に応じてご用意ください。
- ④ グループごとにバスを降りた場所から善光寺を經由して県立美術館まで歩きます。緩やかな上り坂です。寄り道をせずに歩けば30分程度でつきますが、休んだり、おいしいものやお土産を買ったり、善光寺参りをしたりしながら1時間30分～2時間ぐらいかけて歩きます。必ずグループごとに行動してください。  
当日に地図をお配りしますので、お店選びの参考にしてください。買い物は各自それぞれでお支払ください。だいたいひとり1000円から3000円くらいの範囲と考えています。
- ⑤ 県立美術館に到着したグループから、B1階のホールで「牛にひかれて善光寺」という逸話にちなみ、「牛の色付けワークショップ」を体験します。絵の具は使わないので普段着で大丈夫です。  
ワークショップが終わったら館内を自由にご覧いただけます。  
有料の展示を観たいときはそれぞれお支払ください。  
3階にカフェ、1階にミュージアムショップがあります。

- ⑥ 帰路のため、バスが駐車場（東山魁夷館の北側）を**15：45に出発**します。

ホクト文化ホールに戻りますので、遅れないように集合してください。

**ホクト文化ホールに着いたら、中ホール入口手前のギャラリーに本人イベント参加者に居てもらうようにしますので、おひとりで参加した方のお迎えをお願いします。**

**(事前に申し出をした中途合流者について)**

**長野県会員でギャラリープラザ長野（82銀行ATMの奥：トイゴ広場の道を挟んで西側）から中途合流する方へ**

駐車場はありませんので、近くの有料駐車場に駐車してください。

スクランブル交差点のところの「ギャラリープラザ長野（82銀行ATMの奥：トイゴ広場の道を挟んで西側）」で**11：45に受付**をしますので、係の者が来るまでお待ちください。

帰りは、バスで「けんしん駐車場（長野県信用組合本店）」までお送りします。

**《皆さんへお願い》**

- ・当日は1～2時間街歩きがあります。歩くと腰や足が痛いなど、歩くのに不安がある方は、直接県立美術館までお送りしますので1週間前までに事務局(電話026-227-6811)まで申し出てください。  
保護者とご本人が別行動できるようでしたら、ご本人だけ街歩きに参加していただくことも可能です。グループ分けの都合があるので必ず事前にご連絡ください。
- ・ご本人がお友達と同じグループになることを希望されている場合は、事務局(電話026-227-6811)まで、早めにご連絡ください。
- ・まだ、本人参加者事前調査票を提出していない方は、至急、事務局まで提出をお願いします。

FAX 026-227-6836  
メール kokoro@ikuseikai-nagano.jp

# 令和4年度中央情勢報告

～法制度のうごき・全育連のうごき～

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会



この資料では、近時の知的障害者福祉に関する法制度のうごきや、全国手をつなぐ育成会連合会の動向などを幅広くお示ししています。中央情勢報告の時間によっては項目の紹介のみとなるケースもありますので、ご了承ください。

## 主な報告事項

(法制度のうごき)

障害福祉サービスの動向、成年後見制度の見直し議論、情報コミュニケーション法 など

(全国手をつなぐ育成会連合会のうごき)

「手をつなぐ」編集体制の内製化と頒布促進、事業所協議会の正会員化 など

3

## 法制度のうごき

4

## 障害福祉サービスの動向

1. 障害福祉サービスについては、社会保障審議会障害者部会において障害者総合支援法・児童福祉法の改正について議論が交わされ、令和6年4月からの法改正がほぼ決定しました
2. また、令和6年4月は報酬改定の時期にも当たるため、法改正と報酬改定がダブルで実施されることとなります
3. 主な見直しの方向性は、次ページ以降を参照

5

## 障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

1. 児童発達支援（児発）・放課後等デイサービス（放デイ）ともに「総合支援型（仮称）」を基本とする
2. 総合支援型は「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援を提供する

6

## 障害児支援

3. 特定領域のプログラムについては、理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援を「特定プログラム特化型（仮称）」として位置付ける（学習塾や習いごとタイプは認められなくなる可能性大）
4. 児発センターは多様な障害等への専門的機能を強化し、保育所等訪問支援や障害児相談の併設を原則とする
5. それぞれの類型に応じた人員基準と、親の就労に対応するための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価されるよう検討する

7

## 障害児支援

6. 障害児の「5領域11項目」による指標を見直し、介助の有無や行動上の課題だけでなく、個々に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設ける
7. 新たな指標を用いて適切に支給決定できるプロセスを示し、市町村向けのガイドラインを作成する
8. 児発・放デイの自己評価や保護者評価の評価方法をルール化、外部評価の導入も検討する

8

## 障害者の居住支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（グループホーム）

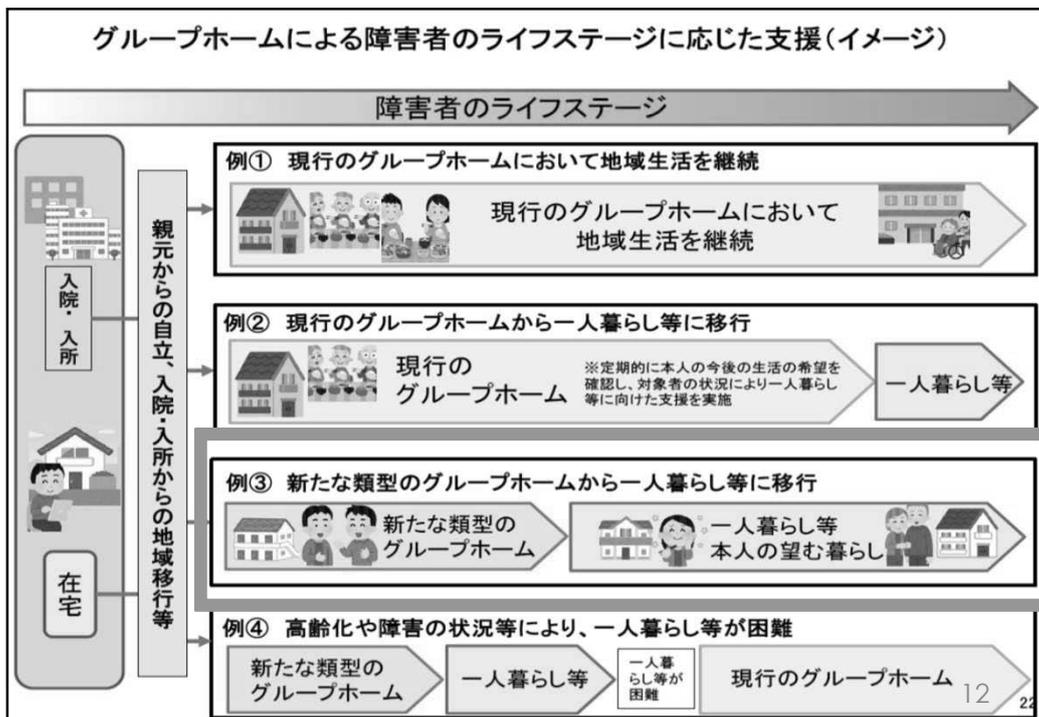
1. 地域によっては課題が指摘される日中サービス支援型の現状を踏まえ、重度（高齢）障害者に対応できる制度のあり方を検討する
2. 新たに他のGHや自宅で状態が悪化した者への集中的な支援に対する報酬評価を設定する
3. 一般的なGHとは別に、最重度障害者向けのGH整備を障害福祉計画に別枠で目標立てする

9

## 障害者の居住支援

4. 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、高齢化など特別な設備を要する、設備損壊リスクが高い等の状態に対応した施設・設備に対して評価
5. GHからの自立を目指す人のために、自立を希望する人への支援や退去後の支援に対する新たな既存GHへの報酬設定、「通過型」の新GH類型を含め検討する
6. 「通過型」を制度化する場合は、個別の自立支援計画作成、サビ管への専門職配置、自立支援協議会への報告、地域生活への定着状況などの評価を検討する

10



## 障害者の居住支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（拠点・自立生活援助・地域定着）

1. これまで特に総合支援法に規定がない地域生活支援拠点について、法令上の位置付けを明確化する
2. 地域生活に対する安心の確保や地域生活移行を強化するため、地域生活支援拠点へのコーディネーター配置を促進する

13

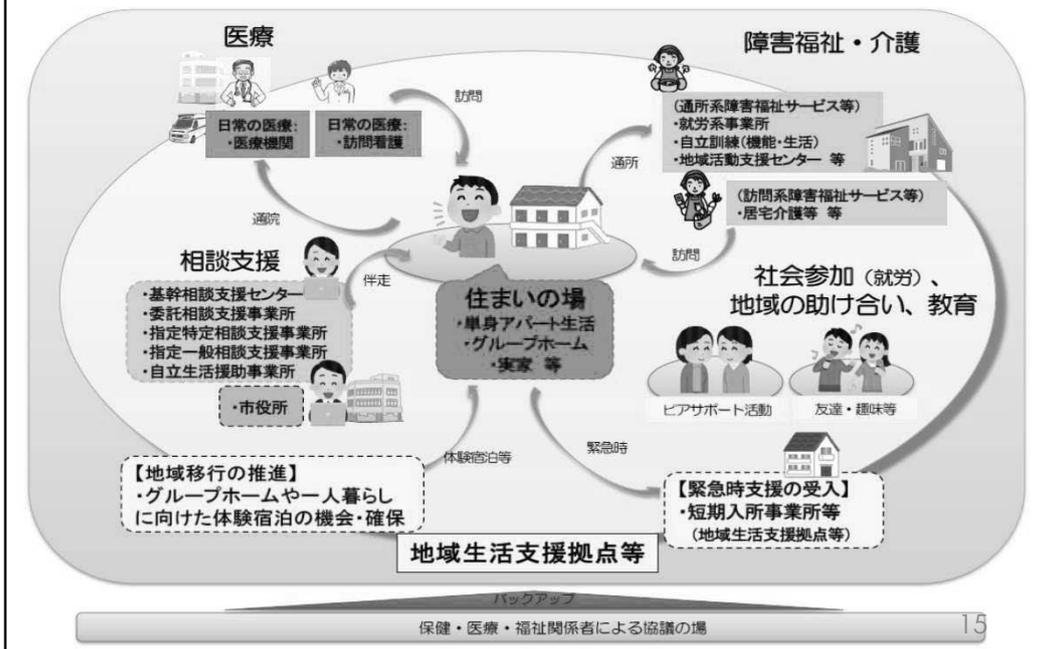
## 障害者の居住支援

（拠点・自立生活援助・地域定着）

3. 地域生活支援拠点機能の充実・強化に向けて標準的な評価指標や評価プロセスを提示する
4. 事業所が増えていない自立生活援助・地域定着支援については相談支援事業者が参入しやすくなるような人員基準、対象者の状態に応じた報酬やオンラインなどの活用、標準利用期間の検討、居住支援法人との連携などを推進する

14

安心して暮らし続けることができる継続的な見守りや相談支援の充実



地域生活支援拠点等の整備・機能の充実(検討の方向性(案))

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置を促進する方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



## 障害者の相談支援等

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（基幹相談支援センターなど）

1. 地域における相談支援体制の中核となり、自立支援協議会の事務局機能も担う体制とするため、基幹相談支援センターの設置を努力義務化する
2. 行政、基幹相談、委託相談、地域生活支援拠点、計画相談（障害児相談）、地域相談などの機能整理を分かりやすく提示する

17

## 障害者の相談支援等

（基幹相談支援センターなど）

3. 相談支援と医療等との情報連携や重層的相談支援体制の構築に向けた他法制度相談との連携のあり方を検討する
4. 相談支援事業をはじめとする障害福祉サービスにおけるピアサポートの活用方を検討する
5. 自立支援協議会（構成員）に対する守秘義務を設ける

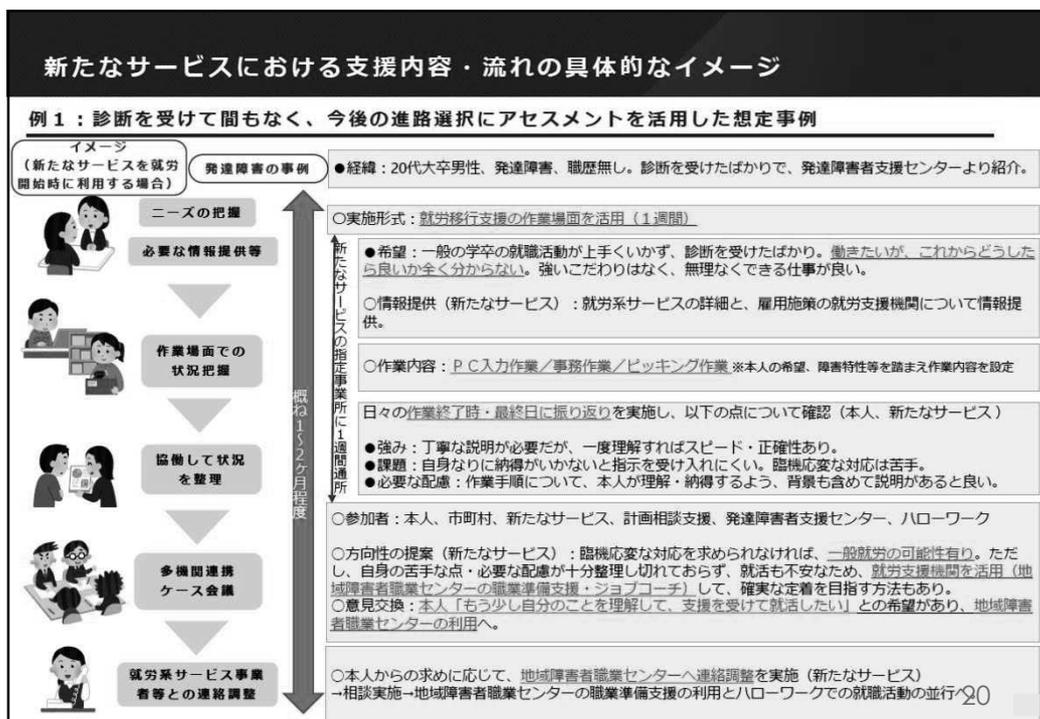
18

# 障害者の就労支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

1. 就労系障害福祉サービスの利用を希望する人に対するアセスメント（ニーズの把握と就労能力や適性の評価）の実施を制度化し、専用のサービス類型創設も含めて検討する（対象者の範囲は段階的に拡大の見込み）
2. 企業就労している人が、働いている間でも就労継続支援や就労移行支援を利用できるようにする
3. 雇用・福祉における分野横断的な知識を付与する階層別の研修体系を確立する

19



## 新たなサービスの対象者のイメージ

就労を希望する障害者や就労中の障害者が本人の意向・希望に応じて利用することを基本とする。特に支援の必要性が高いと考えられる方（橙色）には、就労前に利用することについて、支援体制の整備の状況を踏まえつつ、以下の順（①、②）で段階的に促進することが必要ではないか。

サービス類型		新規利用者	利用中の者※1
就労移行支援		希望に応じて利用	②標準利用期間を超えて更新を希望する者 (推計：約2千人/年)
就労継続支援 A 型		② (推計：約1.8万人/年)	希望に応じて利用
就労継続支援 B 型	・50歳に達している者又は 障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者※2	希望に応じて利用	
	それ以外の者 (現行の就労アセスメント対象者)	① (推計：約1万人/年)	

※1 新たなサービスの創設時点で、既に当該サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある者を含む。

※2 就労経験がある者であって年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者。

## 障害者の就労支援

- 3.現状では事業所になっているケースが少ない障害者就業・生活支援センターが就労定着支援を実施できるようにする
- 4.就労継続支援 A 型のあり方を検討する（特定求職者雇用開発助成金などとの関係性も見直し可能性あり）
- 5.介助を要する重度障害者等に対する職場や通勤等における支援については、利用が拡大していないことを踏まえて引き続き検討する

## 制度の持続可能性の確保

予想：法改正なし・政省令（報酬）改定あり

1. 都道府県が行う事業者等の指定において、市町村が意見を申し出ることを可能とする
2. 障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入に関する実証データの収集に努め、方策等について検討し、ICT活用やロボット導入等を報酬評価する
3. 少なくとも今回の法改正において、利用者負担の見直し（非課税の人への負担設定）は行わない  
（食事提供体制加算の議論は報酬改定検討チームにて）

23

地域生活支援事業・意思疎通支援・療育手帳のあり方

予想：法改正・政省令（報酬）改定なし

1. 地域生活支援事業については、現行の仕組みを基本として、個別給付のあり方の見直しとあわせて、財源を確保しつつ引き続き検討する
2. 意思疎通支援については、全国の地域格差を縮小するため、ICT及び情報通信システムの利用促進に取り組むとともに、学生や若者等を視野に入れた意思疎通支援従事者の確保等に資する新たな取組を検討する

24

地域生活支援事業・意思疎通支援・療育手帳のあり方

3. 手話等だけでなく、代筆、代読などの支援が必要な者に対して十分なサービスが不十分なため、現行制度の運用の見直しなどを検討する
4. 療育手帳のあり方については、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準のあり方、軽度知的障害児者への支援施策のあり方、統一化による関連諸施策への影響、法令上の対応なども含めて幅広く調査研究を続ける

25

## 障害者虐待防止法の取組み強化

1. 障害者虐待防止については、虐待防止委員会の設置や責任者の配置、職員研修が義務化される（義務化は令和4年度から）
2. 身体拘束の廃止については、委員会の設置や指針の策定、職員への周知が令和5年度から義務化される（虐待防止の取組みと抱き合わせでもOK）
3. 上記の義務化により、委員会を未設置の場合なども身体拘束廃止未実施減算の対象となる（一律にマイナス5単位）
4. 訪問系サービスについても令和5年度から上記の内容により身体拘束廃止未実施減算を適用する（ほぼすべてのサービスが該当に）

26

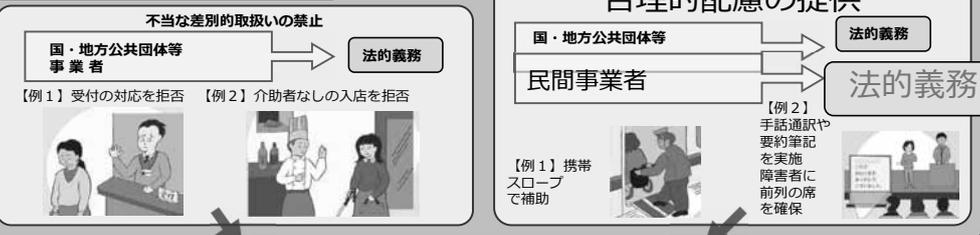
# 障害者差別解消法の改正

1. 令和3年6月4日に障害者差別解消法の改正が成立・公布されました
2. これにより、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されるほか、国と都道府県・市町村との連携強化、差別解消に向けた相談対応人材の育成などが進む見込みです
3. 特に、民間事業者における合理的配慮の提供義務化は、育成会にとっても重要です

27

## 障害者差別解消法について(概要)

### I. 差別を解消するための措置



### 具体的対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

### II. 差別を解消するための支援措置

- 相談・紛争解決** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

28

## 全国で広まりつつある啓発キャラバン隊

1. 外形的に障害の状況（社会的障壁の所在）が分かりにくい知的・発達障害の特性を、地域住民にも分かりやすく、親しみやすく理解できるように疑似体験等を取り入れて啓発活動する団体（啓発隊）が増加中
2. 平成15年（2003年）に神奈川県座間市で発足した「座間キャラバン隊」が始祖とされ、各地の実情を踏まえて地域ごとに展開（全育連でも、毎年「啓発キャラバン隊研修会などを開催）

29

## 全国で広まりつつある啓発キャラバン隊

3. 隊ごとプログラムに違いはあるものの、多くは知的・発達障害の疑似体験を実施
4. 切断して透明テープを貼ったペットボトルで飲み口側に向かって風景を見る（いわゆるシングルフォーカス体験）、軍手をした状態で折り紙を折る（精緻運動の困難性体験）など
5. 分かりにくい知的・発達障害の特性を知ること、合理的配慮や建設的対話が広がり、共生社会に近づく可能性を高める効果

30

## 法を活用して啓発活動を！

1. 啓発隊活動は基本的に手をつなぐ育成会等の自主活動だが、各法で規定される行政施策の推進とも親和性が高い
2. 一例として、障害者差別解消法では地方自治体に対して啓発活動の実施を義務付け
3. また、障害者総合支援法では地域生活支援事業の必須事業に障がいのある人の地域生活に関する啓発事業を位置付け
4. いずれも啓発隊活動が施策の対象となる

31

## 法を活用して啓発活動を！

### 障害者差別解消法第15条

(啓発活動) 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

### 障害者総合支援法第77条第1項

(地域生活支援事業) 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業【以下省略】

32

## 成年後見制度の見直し議論

1. 平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき、国では利用促進のための基本計画を策定し、さらに専門家会議を設置して運用の改善を進めています（専門家会議には、全育連から久保会長が参加）
2. 専門家会議では全育連が令和3年に実施したアンケート結果に基づき、知的障害分野で利用が進まない背景を説明して民法改正まで含めた制度改善を提言しました

33

## 全育連が実施したアンケートから

1. 全育連では、令和3年3月から5月にかけて成年後見制度（以下、後見制度）に関するアンケートを実施しました
2. 育成会の会員以外にも回答していただき、逆に認知症や精神障害のある人からの回答はなかったことから、純粹に知的・発達障害のある人と家族から見た後見制度への評価と課題が抽出されています
3. アンケート回答数も1,386件で、一定以上の標本数となっています

令和4年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

## 全育連が実施したアンケートから

4. 後見制度の認知度については、良く・ある程度を合わせると83%の人が知っていると回答しました
5. 実際に後見制度を使っている人は11%程度で、一般よりは高いものの90%近い人は使っていない状況でした
6. 後見制度を使っている人に聞いた後見人等の属性は、約70が親族（親）で専門職は14%、法人後見は7%でした

令和4年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

## 全育連アンケートからみえる課題

1. 成年後見制度の認知度は80%以上と非常に高く、これまで指摘のあった「後見制度を知らないために利用が進まない」というフェーズは終わったと考えるべき状況
2. その上で、具体的な課題として「一度申請したら後戻りできない柔軟性の無さ」や「本人の意思を尊重しない後見人の資質の低さ」などが課題として指摘されている

令和4年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

## 全育連アンケートからみえる課題

3. そのことと関連して、とりわけ身上保護の観点から第三者後見人による単独の後見には不安感を持っている傾向（チーム支援を希望する傾向）が見受けられる
4. たとえば、本人に身近な親族・福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなり、日常的に本人をいろいろな視点で見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みが求められる

令和4年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

## 全育連アンケートからみえる課題

5. 後見報酬については、多くの知的障害者が障害基礎年金を中心に暮らしている中で2～3万円／月の報酬設定となっている点に課題が集約される（この問題が抜本的に解決されない限り、利用は普及しないとさえいえる）
6. 制度利用に際しての、個別性に配慮した相談窓口が整備されていない点も課題であり、中核機関や成年後見制度利用支援センターの充実が不可欠（育成会も一次窓口になりうる）

令和4年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

## 全育連アンケートからみえる課題

7. 成年後見制度以外の支援については、後見制度が唯一絶対ではない点が重要な視点
8. 障害者権利条約との関係では、パラダイム転換となる「民法改正」に取り組むと同時に、成年後見制度を必要としている人には現制度下でも「支援付き意思決定」を基調とした後見支援（チーム支援）の力を向上させる両方の取組みが不可欠

令和4年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

## 全育連が実施したアンケートから

### アンケートからみる課題のまとめ

育成会関係者を中心としたアンケートであり、関心の高い層が回答した点を考慮しても、制度の周知不足で利用を控えているわけではなく、一度使うと戻れず後見人等の変更もできず、財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分な割に報酬が高いという具体的な課題が見えているために利用していないといえます

アンケート集計は下記URLからご覧になれます  
<http://zen-iku.jp/info/release/4444.html>

## 成年後見制度の見直し議論

3. その結果、令和4年度になって成年後見制度（民法）を所管する法務省が事務局となって「成年後見制度の在り方に関する研究会」が立ち上がりました（引き続き、久保会長が委員として参画）
4. 研究会では、民法改正や成年後見制度に関する新たな法律の制定も含めた抜本的な見直しまで踏み込んだ議論が展開される予定です（令和5年度末までの議論期間を予定）

41

## 成年後見制度の概要

知的障害・発達障害、認知症のある人が社会生活において福祉サービスの契約、お金の管理をはじめ、遺産分割などの**法律行為をする場合に、判断能力が不十分だったり、その契約によってどんな効果が発生するのか、自分の行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする**場合があります。

成年後見制度は上記のような方々について、本人が所有している預貯金等の財産管理、福祉サービスの契約や施設の入退所、生活に配慮する身上監護などを**本人に代わって法的に権限が与えられた成年後見人等が行うこと**によって、本人を保護し、支援する制度です。

また、成年後見制度にはすでに判断能力が不十分な人に代わって法律行為を行う『**法定後見制度**』と、本人があらかじめ「誰に、どのような支援をしてもらおうか」を決めることができる『**任意後見制度**』があります。

令和4年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

## 法定後見制度と任意後見制度

### ■ 法定後見制度【知的障害のある人は原則こちら】

障害や病気、事故などが原因で、**すでに判断能力が不十分な本人に代わって**、法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度です。

本人はすでに契約能力がないため、主体的な制度利用はできません。成年後見制度の申立を行うのはご家族・ご親族（四親等以内）が行います。判断能力のちがいによって「後見人」「保佐人」「補助人」の三種類があります。

### ■ 任意後見制度

**今は元気で判断能力に問題はないが**、将来、判断能力が不十分になった場合に備えておくための制度です。この制度の特徴は、本人自身が主体的に自分の判断能力が不十分になったあとの生き方を決められることです。「こんな支援をしてもらいたい」「この施設に入りたい」など、あらかじめ支援してくれる人と支援内容を実現する契約を行う制度です。

令和4年度全国手をつなぐ育成会連合会・中央情勢報告 資料

## 情報コミュニケーション法の制定

1. 令和4年5月に、障害があることで必要な情報を得ることに困難がある人への支援を規定した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました
2. この法律は、障害の状況に応じて、全国どこでも障害の有無に関わらず同一内容の情報を同一のタイミングで所得できることを目指すものです
3. 主には視覚・聴覚障害が想定されますが、知的障害分野でも「わかりやすい版」などの展開につなげていく必要があります

**障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律  
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要**

**目的(1条)**

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、  
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」: 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

**基本理念(3条)**

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

45

**基本的施策(11条~16条)**

- |   |   |
|---|---|
| <p>(1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援</li> <li>②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援</li> <li>③関係者による「協議の場」の設置 など</li> </ul> | <p>(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①相談対応に当たっての配慮</li> <li>②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮</li> </ul> |
| <p>(2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進</li> <li>②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など</li> </ul>  | <p>(5) 国民の関心・理解の増進(15条)</p> <p>○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p>   |
| <p>(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上</li> <li>②事業者の取組への支援 など</li> </ul>  | <p>(6) 調査研究の推進等(16条)</p> <p>○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p>   |

46

# 全国手をつなぐ育成会 連合会のうごき

別添の令和4年度事業計画も  
あわせてご覧ください

47

## 一般社団法人格の取得と事務局体制の強化

1. 全国手をつなぐ育成会連合会は、令和2年4月に一般社団法人格を取得し、それまでの任意団体から法人格を有する団体となりました
2. 法人格を取得したことにより、民間助成金の申請や国事業の受託などが可能となり、令和2・4年度には厚生労働省の障害者虐待防止指導者養成研修を受託することができました
3. また、事務局体制を強化し、従来の滋賀事務所に加え、法人本部として東京事務所を構えました

48

# 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

## (東京事務所・法人本部)

事業・業務全般に関する問合せ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C

電話：03-5358-9274

FAX：03-5358-9275

メール：[info@zen-iku.jp](mailto:info@zen-iku.jp)

## (滋賀事務所)

書籍の注文発送、会員管理に関する問合せ

〒520-0860 滋賀県大津市石山千町256-1 コスモスハウス108号

電話：077-536-5297

FAX：077-536-5299

メール：[siga-jimu@zen-iku.jp](mailto:siga-jimu@zen-iku.jp)

いずれも、お電話は平日の9時30分から17時までにお問い合わせいただけます。

49

## 「手をつなぐ」編集体制の内製化

1. ご愛読いただいている機関誌「手をつなぐ」の編集体制について、これまでは全育連の事務局体制が不十分だったため外注方式としていましたが、令和4年4月から内製化を達成しました
2. これにより、これまで以上に会員の皆さまから寄せられる声を誌面に反映できる体制とします
3. また、質の高い誌面をできるだけ安価に制作できるよう、令和4年度中に印刷業務の入札を実施するなど、経費支出を適正化します

50

## 「手をつなぐ」などの頒布促進

1. 残念ながら、ここ数年の会員数減少に伴い「手をつなぐ」や全育連の刊行図書についても発行部数の減少が続いています
2. そこで、各地区育成会の皆さまにご協力をお願いして、「手をつなぐ」など全育連の刊行図書を各地の図書館へ収蔵（購入）していただく取組みを進めています
3. 具体的な進め方は別添「図書館へのリクエスト手順」のとおりですので、ぜひ皆さまのお力添えをお願い申し上げます

51

## 福祉理念の普及事業の継続

1. 神奈川県立津久井やまゆり園における大量殺傷事件を、決して風化させてはなりません
2. 全育連としては、この事件を風化させることなく、広く社会全体と課題を共有し、命の重さと福祉の理念を多くの国民に浸透させることが重要と考えます
3. 令和4年度についても、厚生労働省が主宰する「障害福祉従事者等に対する共生社会の基本理念の普及啓発事業」の「共生社会フォーラム」（福祉サービスの質の向上を図ることを目的に全国各地を巡回するフォーラム）への開催協力を継続していきます

52

## 地域資源開発の取組み

1. 何より、育成会活動の基盤は都道府県、市区町村、事業所単位の育成会（親の会）です
2. 令和4年度についても、全育連の政策センターで刊行した「地域資源開発協働推進ハンドブック」を活用した研修会を、要請に基づき各地で開催します
3. せっかく法改正などで新しいサービスができたとしても、お住まいの地域で使うことができなければ意味がありません
4. ハンドブックを活用した研修会を企画していただき、市町村行政や相談支援事業所などと協働した地域資源の開発を進めていきましょう

53

## 新しい時代の育成会活動に向けて

1. いわゆる団塊世代が75歳（後期高齢者年齢）に到達する「2025年問題」の時期を迎える令和7年を見据えて、全育連では令和2年度から全育連組織等のあり方について検討するプロジェクトチームを立ち上げました
2. 大きく「機関誌機関誌「手をつなぐ」のあり方」「全国大会のあり方」「規程類整備のあり方」「財政基盤安定のあり方」の4点をテーマとし、それぞれに担当副会長を置いて協議を進め、取りまとめました
3. 検討結果は次スライドのとおりですので、ぜひ今後の育成会活動について、各地域でも検討を進めてください

54

## プロジェクトの取りまとめ

### 機関誌「手をつなぐ」のあり方

1. 冊子の充実と経費節減を両立する観点から「手をつなぐ」誌面を全面的に見直します
2. 印刷経費の適正化を目指し、令和4年度中に印刷業務の入札を実施します
3. 従来は外注方式としていた「手をつなぐ」編集体制を内製化します
4. 販路の拡大に向け、特別賛助会員の拡充などに取り組みます

55

## プロジェクトの取りまとめ

### 全国大会のあり方

1. 令和3年度については全国大会としてではなく、「一般社団法人発足記念式典」の名称でオンライン配信しました
2. 令和4年度については、第7回全国大会を福井県で開催します
3. 今後の全国大会の開催方法などについては、従来どおり毎年開催を基本としつつ、正会員からの意見を取りまとめ、引き続きあり方を検討します

56

## プロジェクトの取りまとめ

### 規程類整備のあり方

1. 職員採用や労務管理に関する規程、財務経理に関する規程などを順次で整備しました
2. 今後も、職務分掌規程、決裁規程など、全育連組織の適正な運営に資する各種の規程を順次整備します

57

## プロジェクトの取りまとめ

### 財政基盤安定のあり方

1. 「手をつなぐ」については、経費の適正化を図るとともに、正会員を中心とした発行部数増加についても手法を検討します
2. 正会員からの分担金のあり方について、十分に意見交換を重ねつつ新しいあり方を施行します（令和4年度の総会で新たな分担金の案について承認を得た上で、令和5年度から適用します）

58

## 事業所協議会の正会員化

1. 全育連の事業所協議会は、全国約800の障害福祉サービス事業所（その多くは以前の小規模作業所）で構成される団体です
2. これまでは全育連の「専門委員会」として参画していましたが、育成会活動を主体的に担う一員として活動するため、全育連の正会員となる申込をすることとなりました
3. 令和4年度の総会における承認を経て、56番目の正会員として仲間入りします

59

当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

会員向け  
保険

おたすけプラン  
シリーズ  
はじまりました!

パンフレット  
お申込み方法  
はこちら▼



ご不明な点がありましたら取扱代理店又は引受保険会社へお問い合わせください。

〈取扱代理店〉

**一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6第三和幸ビル2F-C  
TEL：03-5358-9274 FAX：03-5358-9275 担当：中澤・田邊  
受付時間：平日午前9時～午後5時（土・日祝日・年末年始を除きます。）

〈引受保険会社（がん・日ごろ）〉

**損害保険ジャパン株式会社**

団体・公務開発部第二課 担当：今林・佐藤  
TEL：03-3349-5402 受付時間：平日午前9時～午後5時

〈引受保険会社（暮らし）〉

**キャピタル損害保険株式会社**

TEL：03-5276-5602 受付時間：平日午前9時～午後5時

SJ21-11808(2021.12.20)

ご加入お待ちしております。

東京事務所 03-5358-9274 60

## 保険事業を活用した会員拡大を

1. 保険商品は知的障害があることだけを理由に加入できなかつたり、保険金が支払われなかつた利するケースが多く、加入ニーズがあります
2. また、本人であれ家族であれ支援者であれ、比較的年齢層の若い方の加入が見込まれます
3. そのため、全育連では「会員である」ことを条件とした団体契約保険を複数ご用意しました
4. 育成会新規加入促進の「1つのツール」として支援学校や事業所へのPRに活用可能です

61

## 全育連が展開する保険商品

商品名	概要	問合せ先
暮らしのおたすけプラン	本人や家族、支援者などが病気やケガ、天災等で長期療養になった際に、それまでの所得を60%程度補償する保険	全国手をつなぐ育成会連合会 03 5358 9274
がんのおたすけプラン	知的障害のある人も加入しやすいシンプルな告知で、がんに関する治療費をカバーする保険	
おたすけプラン 日ごろの備え	告知不要、年齢に関係なく加入できる総合傷害保険で、自転車の自賠責保険も兼ねる	

全育連の保険は、会員向けの団体契約で保険料割引！<sub>2</sub>

## 暮らしのおたすけプラン

団体長期障害所得補償保険

病気やケガで働けなくなった時、収入をサポートします。また、のこされたご家族を守るための各種手続き費用等を補償します。

## がんのおたすけプラン

傷害総合保険個人賠償責任補償特約等セット

障害のあるご本人もご加入でき、がん治療に係る医療費をサポートします。抗がん剤治療、先進医療にも対応した充実のがん保険です。

## おたすけプラン・日ごろの備え

団体総合保険医療保険基本特約・がん保険特約セット

日常生活で生じた事故によるケガ、または損害賠償責任を負った場合だけでなく、新型コロナウイルスにも対応しています。

保険商品を紹介する動画を作成しました。  
ご要望の支部。会員の皆様には送付いたします。  
東京事務所 03-5358-9274まで、ご連絡ください。  
直接のご相談もお待ちしております。

63

ご清聴  
ありがとうございます  
ございました

64



# 第1部 鼎談

「西駒郷の地域生活移行を振り返って」

講師 福岡 寿 氏

(NPO)日本相談支援専門員協会顧問

講師 小林 彰 氏

(社福)かりがね福祉会理事長

講師 山田 優 氏

平成15年当時の西駒郷地域生活移行責任者

司会進行 刈間 靖 氏

元長野県手をつなぐ育成会事務局長



## 日本相談支援専門員協会顧問 福岡 寿

27歳で、入所更生施設の指導員として雇っていただきました。5年目を迎え、日勤・日勤・早番・遅番・夜勤…の交代勤務の日々にすっかり慣れきってしまっていたある日、当時の園長から「来年から地域療育拠点施設事業コーディネーターをやってみないか」と声をかけられました。この年は、自分にとってとても大切な節目でした。

「長野の地域生活移行、過去・現在・未来」を考えた時、この「コーディネーター(相談支援)」という仕事、＜自分の施設だけでなく、地域の事、在宅で暮らす障害のある方とその家族のことも考えなくてはいけない仕事＞が、その後、県内各圏域に広がり、平成16年に「総合相談センター」として体制整備されたことが、今につながる最も大きな施策選択の一つでした。

一番その分水嶺になった年は、平成15年、厚労省が全国に広がりつつあった、こうしたコーディネーターの補助金を打ち切った年です。

長野県は西駒郷の地域生活移行の取り組みを裏打ちする施策作りの年で、当時、県の障害者自律支援室に非常勤専門員として所属していましたが、西駒郷の地域生活センター所長だった山田優さんと、ハラハラドキドキの知事査定場で「人口の少ない圏域だからといって、三障害のコーディネーターや就労・生活支援ワーカーが必要ないのですか？」という知事からの問いかけに、思わず、「必要です」と同時に発言した記憶があります。

長野県の10圏域に「総合相談センター」が施策として実現した瞬間、二人で小躍りしたことを思い出します。

小林彰さんの活動する上田市を中心とした上小圏域は、スタート当初から他法人の入所施設にもサブコーディネーターを配置して、自分の施設と地域、地域と自分の施設を考え続けてきた面的総力戦の地域で、長野の総合相談センターのやっぱりモデルというか、長野モデルを主導しました。

もはや、その後の自立支援協議会、計画相談100%、地域生活支援拠点…へは一直線。

何で、実態のはっきりしない、霞を食うような、この「相談支援」を長野が大切にしてくれたんだろうかと、自分は折に触れて思ってみます。ただ、巡りあわせに恵まれただけではないと思うので。

平成27年に長年お世話になった法人を退職し、8年目になりました。

今は、保育園や幼稚園に出向いて、発達ゆっくりにな子や、発達特性のある子がクラスに馴染んで、その中で自分の強みを活かせるようなクラスづくりに取り組むことが仕事の中心になっています。その関係で、放課後等デイサービスや放課後児童クラブに出向いて、子どもたちの様子を見ながら職員の方にお話をさせていただくことも増えてきました。

未来に続く仕事の端緒になればいいなと思っています。



## 小林 彰 プロフィール

- ・ 昭和54年（開所時）社会福祉法人かりがね福祉会 知的障害者更生施設かりがね学園勤務
- ・ 平成元年から知的障害者福祉ホームひなやまの家勤務。福祉ホームとグループホーム責任者
- ・ 平成11年より上小地域療育等支援センターSHAKE（シェイク）所長  
（障害児者地域療育等支援事業コーディネーター兼務）
- ・ 平成14年10月より障害者就業・生活支援センターSHAKEの所長を兼務
- ・ 平成16年10月より上小圏域障害者総合支援センター所長
- ・ 平成17年4月よりライフステージかりがね 施設長
- ・ 平成20年4月より社会福祉法人かりがね福祉会 総合施設長
- ・ 平成26年6月より社会福祉法人かりがね福祉会 理事長  
（相談支援専門員兼務）
- ・ 令和2年6月より社会福祉法人恵仁福祉協会 理事長

資格 社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員、介護支援専門員

## 社会福祉法人かりがね福社会 小林 彰

■私が 25 歳で現在は長野県上田市になっている真田町に引っ越してきたのは、翌年の昭和 54 年（1979 年）にかりがね福社会が開所を予定している「かりがね学園」（現在はライフステージかりがね）の開所準備メンバーに選ばれたからでした。何故かりがね学園だったかというと、「社会に開かれた施設」をつくりたいという初代園長の岩見太市氏の考えに強く魅かれたからです。

■私と西駒郷のお付き合いは、かりがね学園開所の年からです。初めて障がい者施設に勤め始めた私は、ちまたでは「西駒大学」と呼ばれていた西駒郷に 1 週間泊まり込みで研修に行きました。当時の西駒郷は、定員 500 名（更生部 定員 190 名 生業部 定員 250 名 保護部 定員 60 名）でその巨大な敷地と人の多さにまず驚き、そして強い違和感を覚えました。何故かという、私たちのかりがね学園は定員 40 名（現在 35 名）の施設で、昭和 55 年に敷地内に個別の建物（自立ハウス）、昭和 56 年に地域内小集団生活（曲尾ハウス）、昭和 62 年に福祉ホームひなやまの家、昭和 63 年に第 2 地域内小集団生活（風の工房）設置というように、できる限り少人数で地域の中で暮らすという理念が既にあったからでした。

■私は、かりがね学園の生活指導員、総務担当を経て、平成元年（1989 年）に福祉ホームひなやまの家に勤務し、その後何か所かのグループホーム設置に携わりました。そこでの取り組みでグループホームの良さであり方を実感してきました。

- ① 快適な生活の場（安心できる場、認められる場、話を聴いてもらえる場）
- ② 主体的生活（自己選択・自己決定の保障、自己責任能力の育成、自己実現への支援）
- ③ 地域関係を基盤とした日常生活
- ④ 個別のニーズに対応した支援（その人らしく輝く）
- ⑤ 限らない挑戦（失敗してもいい、またやり直せば）

■その後、福岡寿さんに知り合って、障害児者地域療育等支援事業を自分たちが暮らしている上小地域（圏域）でどのように取り組んでいったらいいのか上小地域の障がい児者施設の主任者会を中心に何度も話し合いをして、全施設で協力をしていこう、コーディネーターは地域の資源として動こう、支援センターは施設から離れて 3 障がい一緒にやっっていこう、との合意のもとで平成 11 年（1999 年）私がコーディネーターをさせていただくことになりました。上田市も支援センターを市の福祉センターの中に用意してくれました。長野県のコーディネーターは福岡さんを中心に素晴らしい団結力を発揮するようになりました。

■その頃、西駒郷の改築の話が持ち上がっていました。私はこれは絶対にあってはならないことだと思いました。平成 12 年（2000 年）に田中康夫知事が誕生したことは、西駒郷の地域生活移行に関しては大きな影響を及ぼしたと考えています。福岡さんの提唱で長野県の主だった福祉関係者が田中知事との懇談の機会が設けられ、そこで西駒郷の改築の話を見せていただきました。状況は急転しました。そこからの動きは早かったと感じています。

## 2022(R4)年度 プロフィール

氏 名 山 田 優 (やまだ まさる)

現 職 (株)しえんSAITO・K地域生活支援アドバイザー

最終学歴 1976年(S51)年3月 日本福祉大学社会福祉学部卒業

職 歴 前歴一部略

1996(H8)年10月 愛知県知多地域障害者生活支援センターらいふ所長兼  
障害児(者)地域療育等コーディネーター

2003(H15)年4月 長野県職員採用。長野県西駒郷地域生活移行担当  
(地域生活支援センター所長)。

定員500名(当時現員約450名)の地域生活移行を担当。  
5年間の任期で約250名の移行を支援する。

2011(H23)年3月 東日本大震災に伴い、いわき福音協会GH生活者

74名を西駒郷にて避難生活を受け止めた後、2012(H24)年1月から福島県被災地における障害福祉サービス基盤整備事業・アドバイザー-派遣事務局総括コーディネーターとして、東日本大震災以後の福島県復興支援を2020(R2)年8月まで担当。

2020(R2)年8月 (株)しえんSAITO・K地域生活支援アドバイザー(GHサービス管理責任者)

2022(R4)現在 限りなく無農薬に近いぶどう栽培に取り組み中



諸活動 一般社団法人8色(福島県双葉郡)理事

一般社団法人日本グループホーム学会調査研究会理事

※長野県立西駒郷での地域生活移行に応募。担当課長として、事業団・県職員・市町村・関係団体と共に協働して、ワンストップ型の地域生活支援センターを県内全圏域に整備。西駒郷の地域生活移行に限らず、県内入所施設からの地域生活移行も併せて取り組むよう、GH整備・日中活動の場等の整備に奔走。

東日本大震災に際し、GH学会として避難者を西駒郷や神奈川県等にて引き受けたことが、災害時の「福祉避難所」の仕組みとして成立。その後、8年間福島県の障害(児)者地域生活復興支援を担当。

※「共に生きる」(後藤静香)、「茗荷村見聞記」(田村一ニ)らに影響を受けつつ、施設の限られた場での障害者支援に止まらず、地域社会自体が安心できる暮らしの場あるために「地域生活のススメ」運動を展開。その具現化の一つがGHであり、暮らしの主体は本人であるとともに、本人の自己の実現を私たちは支援させていただき謙虚さを常に持ち続けなければならないと説いてきた。その支援の根拠を「聴くことこそ最大の権利擁護」と伝え、気付きのトレーニング「インシデントプロセス法」手法にて、支援に関わる心の深層に問いかけ自己覚知を学びあってきた。

「居価値と言う存在」「無告な人たちに心寄せる」(北村嘉勝)、「矛盾に敏感であれ」(廣瀬明彦)。先に逝ってしまった友人たちの言葉を胸に刻み、誰もが住みたいところで住みたい人と安心して暮らせる社会に、少しでも近づく事が出来ることを切に願う。

## プロフィール



司会進行 刈 間 靖

- 1940年 長野県東筑摩郡麻績村で生まれ、現在に至る。
- 1970年 長男誕生～2歳半で自閉症の診断を受ける。
- 1973年 近所迷惑な子供であったため、松本市へ救いを求めて転居した。  
受け入れてくれる場は無かった。
- 1977年 田川小に特別支援学級が開設されたので母子通学が始まった。
- 1980年 養護教育の義務化が法制化され松本養護学校へ小学3年生として入学  
ができた。同時に寮生活も始まった。  
PTA活動の中で、手をつなぐ親の会活動の活動家と知り合いとなり、  
以降そのグループと活動をするうちに、  
松本市の親の会事務局長→中信地区事務局長  
→有給の長野県手をつなぐ親の会事務局長（60才）となり、  
70才まで長野県社会福祉センター5Fで勤務した。

地域生活のススメが行き着いた先は…地域生活の仕組みの哲学・理念とその意味を、どう分かりやすく伝え、プレゼンに思いを込めてパトンを託すか…版



## 西駒郷の地域生活移行を振り返って

私の暮らしは 私が選ぶ

(株)しえんSAITO 地域生活支援AD 山田 優

### 「私の暮らしは私が選ぶ」

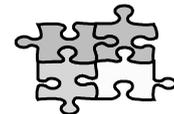
「私」とは、  
支援する者側にいると思っている山田や支援者であり、  
支援される側だと思い込む障害のあるあなたたちであり、  
あなたたちを一番理解していると思い込む家族でもあり、  
実は、平穏に暮らしたいと思っているこの国の大多数の人たちだと考えたい。このする側・される側は、誰もが己み・老いることでいつも流動的に入れ替わるからだ  
すると、「選ぶ」とは、お互いさまなのだから、そんなに悩まなくていい…

「暮らし」とは、  
制限された地域・空間・関係性の生活を指すわけではない  
意思決定(自由であり、決定する権利を持ち、その結果を含む責任を負う)の主体性が尊重される地域社会であればいい

## 40年前の地域生活支援の考え方…はこうだった

- 障害者の地域生活は、入所施設や病院ではなく地域の中で、障害者が一住民・市民としてその選択を通じて営む多様で個別的生活である  
障害者地域生活支援センター基本構想1999.7から
- バンク・ミケルセンは「知的障害者の生活条件を、可能な限り普通の人の生活に近づけるよう努力することが社会(国)の義務である」と提唱した。
- ノーマライゼーションの理念とは「障害者が人間として尊厳を維持できる生活を可能にすることを目指し、人権の主体としての自己決定を最大限に尊重することを主張する思想」です。
- わが国では「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」と施策に反映してきている。

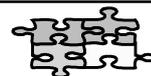
今さら…ですが、思い出して下さい



ノーマライゼーションって…

私の暮らしは私が選ぶ  
…あきらめからの出発

## 西駒郷の地域生活への移行



県が・西駒郷が決めたから・・・とならないように  
どんなに施策が優れていようとも、主役は本人

- ① 移行を決めるのは私⇒アンケートは×・・・ではなく、  
個別の聞き取り結果を移行の根拠とする
- ② 本人のニーズは意向と位置づけ、家族は希望とした
- ③ もしかしたら、人生初の選択・チャレンジかも  
上手いかなくて当たり前  
⇒失敗ではなく、経験として評価  
⇒人生、何度でもチャレンジOKという伴走メッセージ
- ④ 移行先はどこに・だれと⇒見て・体験・自己決定
- ⑤ 県・西駒郷の実践に止めない⇒NPO団体の創設支援・福祉協会の施設入所者も同時に地域生活移行へお誘い
- ⑥ 県⇒地方事務所⇒市町村⇒より地域に密着した連携と住民参加  
特別から普遍へ⇒偏在(かたよる)から遍在(どこにでもある)へ

## 指針を掲げ具体化するために推進体制の整備



- 県 庁 ・障害者自立支援課の設置 (5人⇒8人)
  - 大池ひろ子(課長)
  - 福岡 寿(自立支援専門員)
  - 地域生活支援部門+就労支援部門
  - 圏域障害者総合支援センターの統括
- ・障害福祉課
- 西駒郷 ・地域生活支援センター(西駒郷における地域生活移行推進業務)(5人)
  - 山田 優(所長)
- ・長野県社会福祉事業団(⇒西駒郷における地域生活移行推進業務)(5人)
  - 社会福祉事業団地域移行推進部(GH・自活訓練等の設置・運営等)
  - 管理部、更生訓練部、生業部、保護部
- 障害者総合支援センター
  - ・10圏域の各センターへ県職員10人を就業支援ワーカー・生活支援ワーカーとして派遣
- 地方事務所地域福祉課
  - 各圏域 障害保健福祉圏域調整会議(⇒自立支援協議会)の活用
  - 県、市町村、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、教育、雇用、保健医療相談支援事業者(障害者総合支援センター)等が積極的に参加

## 長野県の地域生活移行の進め方の基本

- 1 本人の意思の尊重  
地域生活の丁寧な情報提供と正確な聴き取り
- 2 家族の理解  
家族に対する意向調査と不安解消
- 3 多様な移行ルートを用意  
一人ひとりの希望に応じた移行プログラム
- 4 再入所の確保  
無理は避けて、いつでも再挑戦できるように
- 5 全県域を視野に入れた地域生活支援  
全県域に亘る社会資源の整備
- 6 地域への啓発活動  
ひとつのグループホームをつくるのが最大の啓発活動

## 西駒郷地域生活移行の原則

分かりやすい情報提供と丁寧な聴き取り  
地域生活体験(本人の安心・自信)  
いつでも再入所(家族の安心)

家族に転嫁することなく  
(自宅に戻るのではなく)  
多様な移行ルート  
(グループホーム等)の  
生活の場を用意する。

西駒郷の地域生活移行  
施策を、全県的な入所施設・  
知的障害のある人たちへと  
波及させる。



**3本柱の用意**  
1. 暮らす場  
2. 働く場  
3. 相談できる人と場  
(権利擁護支援体制)



グループホーム・公営  
住宅の活用・アパート  
等…ひとつのグループ  
ホームを作ることが地域  
を変える最大の啓発運  
動

## ①地域生活への移行根拠は本人の意向

- 施設入所を自分で決めた人はごく僅かしかない
- いつ出られるか、答えのないエンドレス集団生活
- 過ぎ去った青春時代の証は数冊のケースファイルとセピア色になった写真だけ
- あきらめた人生・心にしまった夢を、ノーマライゼーション・地域生活への移行という言葉が投げかけられて、本音で話せるだろうか
- 痛みをまず知って欲しい。過ぎ去った時間を返せとは言わないけれど、信じてよいのですか
- あなたは突然出ていよいよと言われて混乱しませんか…

## ②施設職員としてのプライドって？

- 入所・通所施設職員は地域生活支援業務が出来るか
- ケアマネジメントと現場の齟齬・乖離を越えられるか
- 安定という、重くなたネットワークを再生できるか
- 生きること・人生とはどういう意味を受容できるか
- 先人が積み上げた理念を振り返られるか
- プライドってなに？  
抱え込んできた結果が今  
まずは近隣にある資源を知ろう  
NPO・コミュニティ活動に参加しよう・職員自身の社会化

### ③ 家族の理解をどう取り付けるか

- ・ 家族も入所施設に委ねた・入れたという心の傷を背負っている
- ・ 地域生活移行によって家族に負担がかかるのではないかと懸念している
- ・ 長期入所の場合、両親の高齢化・実家の環境変化・兄弟の独立等による、居場所の喪失が進んでいる
- ・ 本人の自立 = 支援者による継続と安心感・・・というイメージを伝える
- ・ 支援に対する責任を県が持つことを伝える

三者 + 行政 + 地域社会に言えるのは「漠然とした不安」を「漠然とした安心」に、どう置き換えていくかだった。

意思決定支援とは、入所施設や精神科病院からの地域移行・退院支援にとどまらず、すべての暮らしに、主体的に関り、選択し決定していく過程に、普段から当たり前であること

意思表示支援…難しいそうな言葉だが…

施設入所に至った経緯を知ることから始まる

- ・ 言いたくても聞いてもらえなかった
- ・ 全て全否定の中で自分の思いを言えますか？
- ・ 何度裏切られてきたことか！
- ・ 今度は信じて良いのですか？

意思形成支援

- ・ 知ること・見ること・経験すること・繰り返せること
- ・ 友達から話を聞く事(ピアサポート)

意思決定支援

- ・ あなたが迷う理由を減らし、環境を整え、自己実現を待つこと
- ・ 私はあなたの味方です…家族との葛藤に付き合えるか

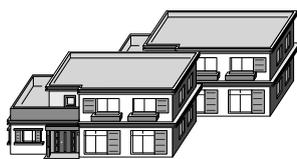
**西駒郷の地域生活移行支援過程で、新たな生活への期待が、自分の心と反して過度な不安症状を示される環境変化への期待を不安が押しつぶし、受容拒否  
⇒移行期外傷(PTSD)…トランスファートラウマが襲う**

実は、福島県被災者支援に向き合う中でも、整理し難く悩ましい心の深層部分を同様に垣間見た。

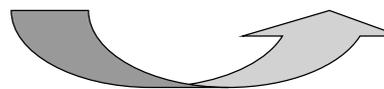
**過去の辛いトラウマ記憶・体験によるフラッシュバックと、将来が見通せずにあいまいさが続く(未来が予想できず恐怖と強い不安が襲う)フラッシュフォワードが、二重苦となって心に迫る震災トラウマ。**

**支援者は負わされてきた心の深層を知り、丁寧に向き合う覚悟を自覚し、そして関わらなければならない  
⇒自覚者は責任者(実践者)たれ(糸賀一雄)**

## 地域生活への移行は…



施設入所



GH・CH・アパート等

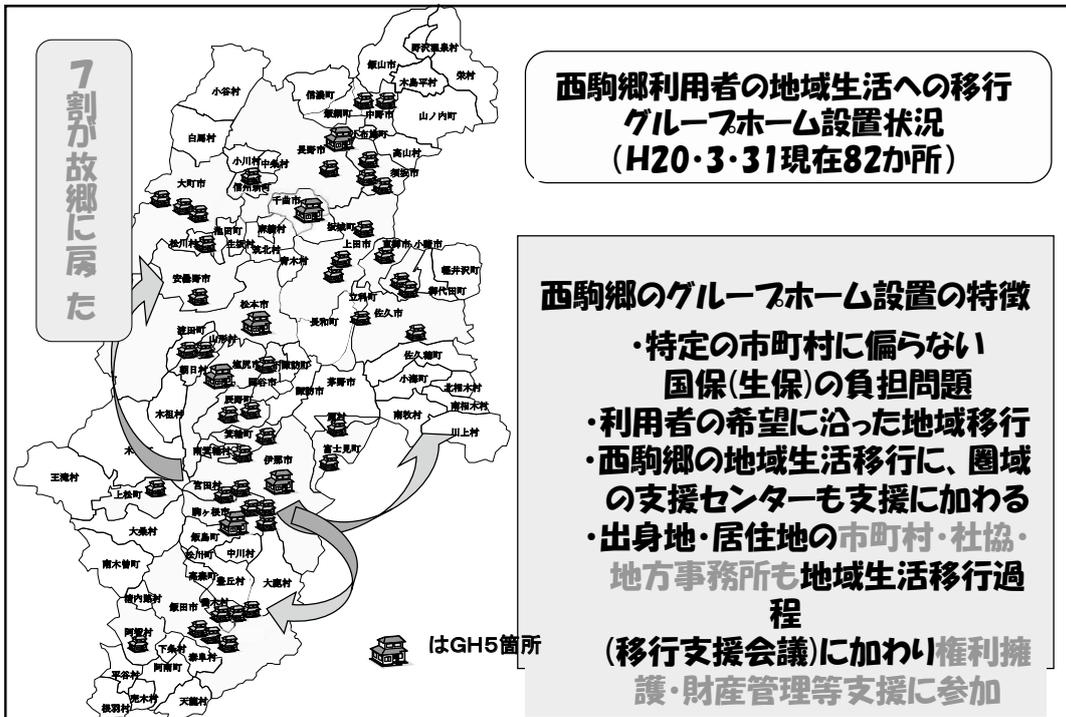
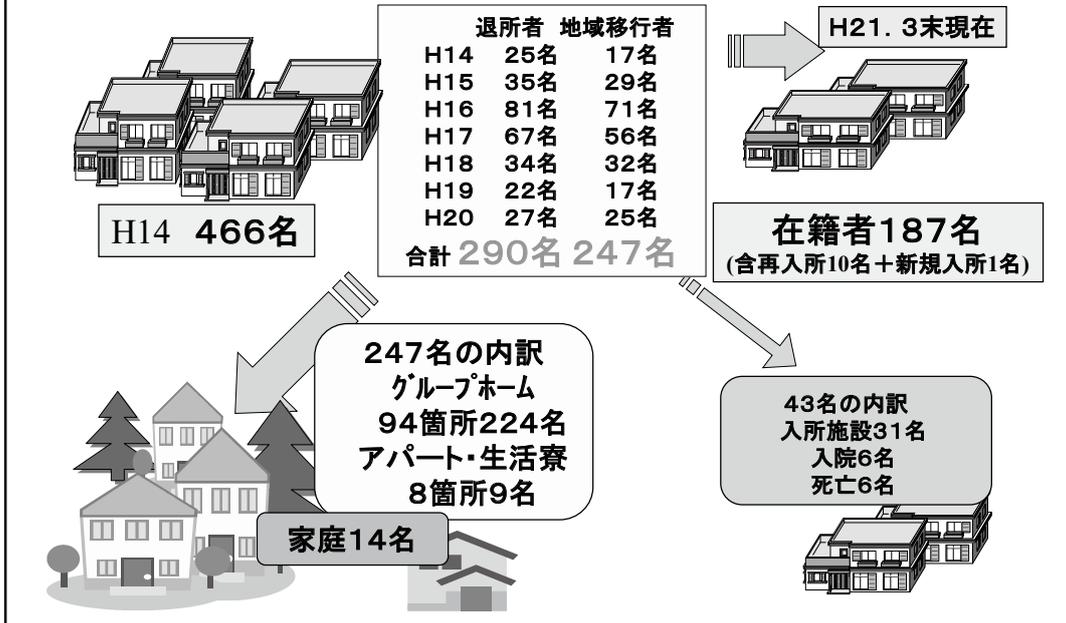
障害の重さ軽さで決めるべきではない…時間をかけた体験の場の用意



支援者が決めるのではなく本人が決める  
(本人の意思・本人の生活体験)

- 家族は知る・学ぶ・託す・支援する・安心感を得る
- 支援者は、職務として実践する義務を負う
- 行政・地域社会は、市民として受け入れる義務を持つ

## H14年～21年3月末迄の西駒郷の地域生活移行状況

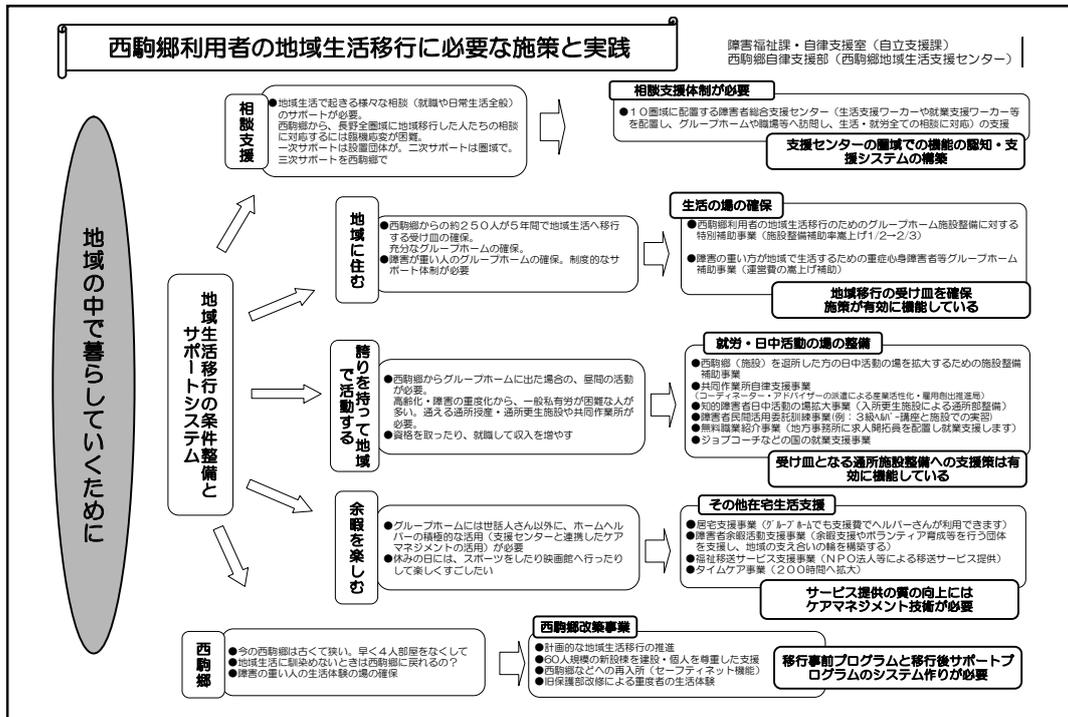
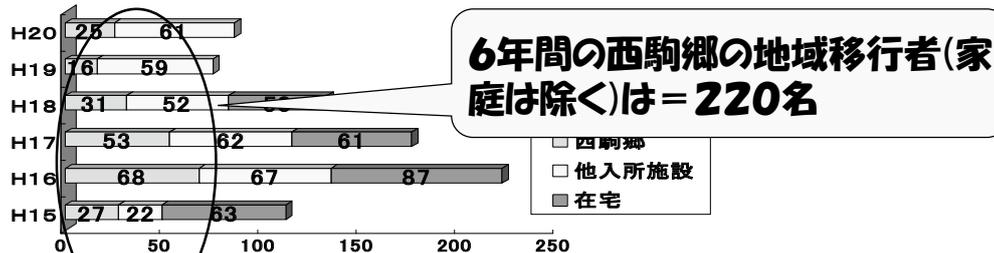


# 西駒郷の地域生活移行支援施策が民間入所施設・在宅者へと波及し入所待機者を減少させた

H15～H21のデータから…

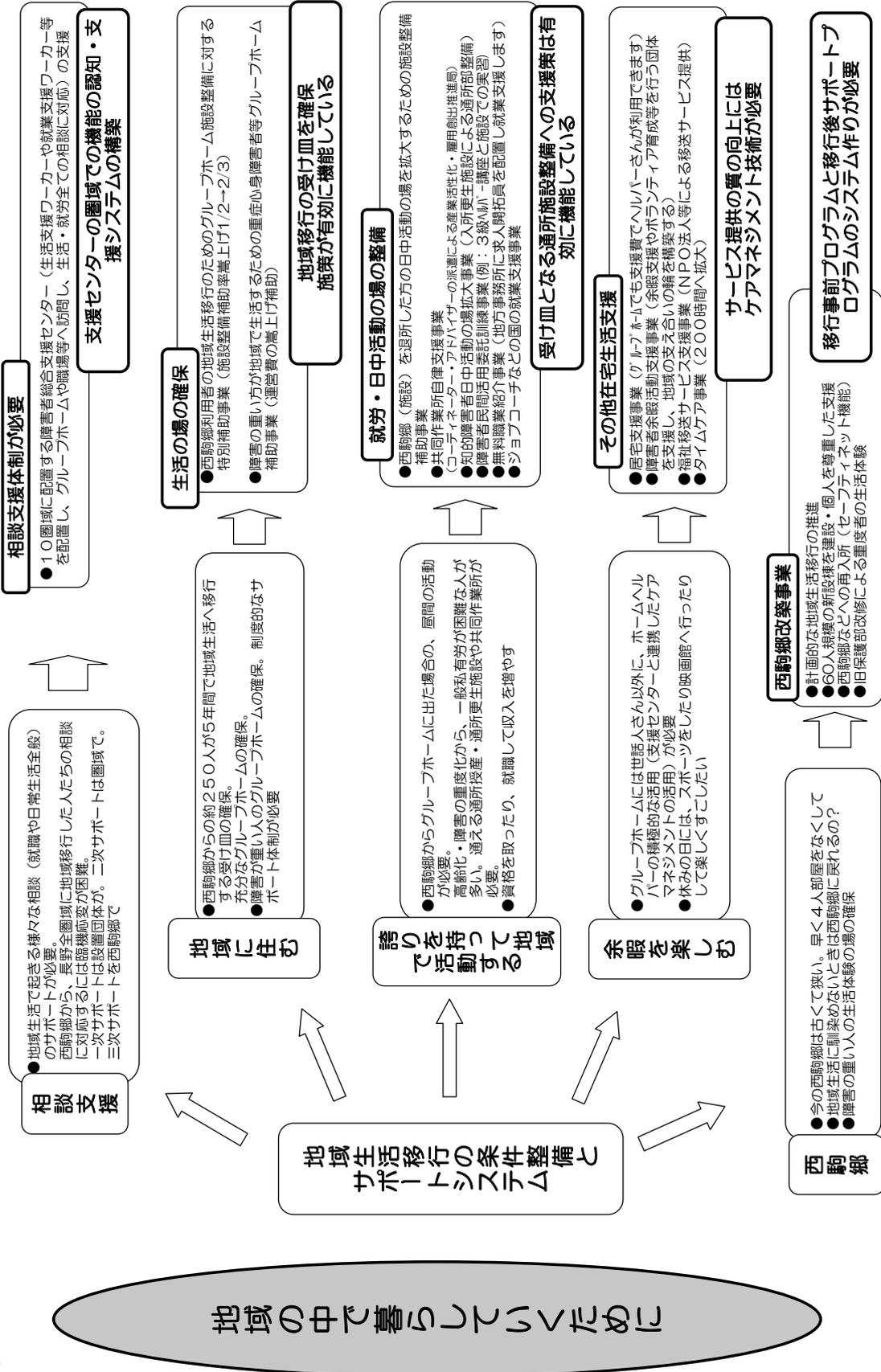
西駒郷から地域生活移行した人たち	220名
民間施設から地域生活移行した人たち	323名
在宅からGHを選んだ人(H19,20未集計)	261名
グループホーム入居した人の合計は	804名

事業者・支援センター・行政・家族・などによりも本人が踏ん張り、地域社会に分け入り、地域生活に根を下ろし始めた…。



# 西駒郷利用者の地域生活移行に必要な施策と実践

障害福祉課・自律支援室（自立支援課）  
西駒郷自律支援部（西駒郷地域生活支援センター）



## 西駒郷の地域生活移行が進んだのは



- ①圏域に中核の相談支援センターを設置する  
→現在の基幹相談支援センター
- ②移行先はどこに・だれと⇒見て、体験して自己決定
- ③県・西駒郷の実践にとどめず普遍化⇒NPO団体の創設参加支援・福祉協会の協力・制度の充実
- ④県⇒地方事務所・市町村⇒より地域に密着した連携と住民参加と・特別から普遍化へ
- ⑤オール長野というインセンティブ(施策として予算付け、西駒郷地域生活移行に乗かって予算ゲット)
- ⑥実生活をみて、家族の理解と安心感が浸透した
- ⑦何よりも、本人が自信を持って暮らし始めた

## 東日本大震災福島支援を担当しながら、福島県・茨城県のコロニー的入所施設での地域生活移行に、メスを入りたいとの機会を得たが…。



- ①ムーブメントが終わった(地域生活移行できる方は移行した)という空気感。入所者数はほぼ変化なし。
- ②当時地域生活移行に関わった職員世代からのノウハウは、次世代にバトンが伝達されていないと感じた
- ③県の施策方針は、障害福祉計画(地域生活移行者数)なぞるだけで、具体的な取り組みは希薄という印象。
- ④家族会は、何をいまさらという印象。つまり、平成15年代から10年20年経過しており、加齢化対策に追われていた。
- ⑤福島県では地域生活移行キャラバン隊を編成…保健福祉事務所窓口に、圏域内入所施設巡回を2年間行ったけれど



## 第2部 事例発表

「地域で暮らす、地域とは」

講師兼進行 中村 修氏

(一社)ゆらゆら代表理事

講師 松澤重夫氏

(NPO)北アルプスの風障がい福祉部長

事例発表者

## 第2部「地域で暮らす、地域とは」 事例発表者

くぼた まもる  
窪田 守さん

うちぼり ゆうすけ  
内堀 祐輔さん（窪田守さんの支援者）  
（社福）廣望会 地域生活支援センターCoCo ながの 所長

きはら こうじ  
木原 宏治さん

なかじょう ゆうすけ  
仲條 祐輔さん（木原宏治さんの支援者）  
（NPO）信州能力開発ネットワーク ベイシスホーム須坂管理者

上記の□内は、大会当日の配布資料の75ページに追加して差し込んだ資料です。

しかし、

- 当日に「窪田 守さんの支援者」の「堀内 祐輔」さんが都合により欠席となり、替わって、（社福）廣望会 地域生活支援センター CoCoながの サービス管理責任者の「市村 静江」さんが支援者として出席しました。
- 当日に「事例発表者の木原 宏治」さんがご都合により欠席となりました。
- 当日に75ページに記載の「講師の松澤 重夫」がご都合により欠席となりました。

上記については、第2部の冒頭で、講師兼進行の「中村 修」さんが口頭で説明しました。





## プロフィール

### 第2部 講師兼進行 中村 修

平成13年 4月 諏訪圏域療育コーディネーター就任  
平成16年10月 諏訪圏域障害者総合支援センターに出向  
平成27年11月 一般社団法人ゆらゆら設立  
同年 12月 ゆらり相談支援センター開設  
平成28年 6月 生活支援事業所ゆらり開設

現在 ゆらり相談支援センター（指定特定・指定一般・指定障害児・自立生活援助）

所長兼相談支援専門員

生活支援事業所ゆらり（生活介護・生活訓練）

所長

日本相談支援専門員協会政策委員

長野県相談支援専門員協会 理事・副代表・

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修総統括

社会福祉士・主任相談支援専門員



## プロフィール

### 第2部 講師 松澤 重夫

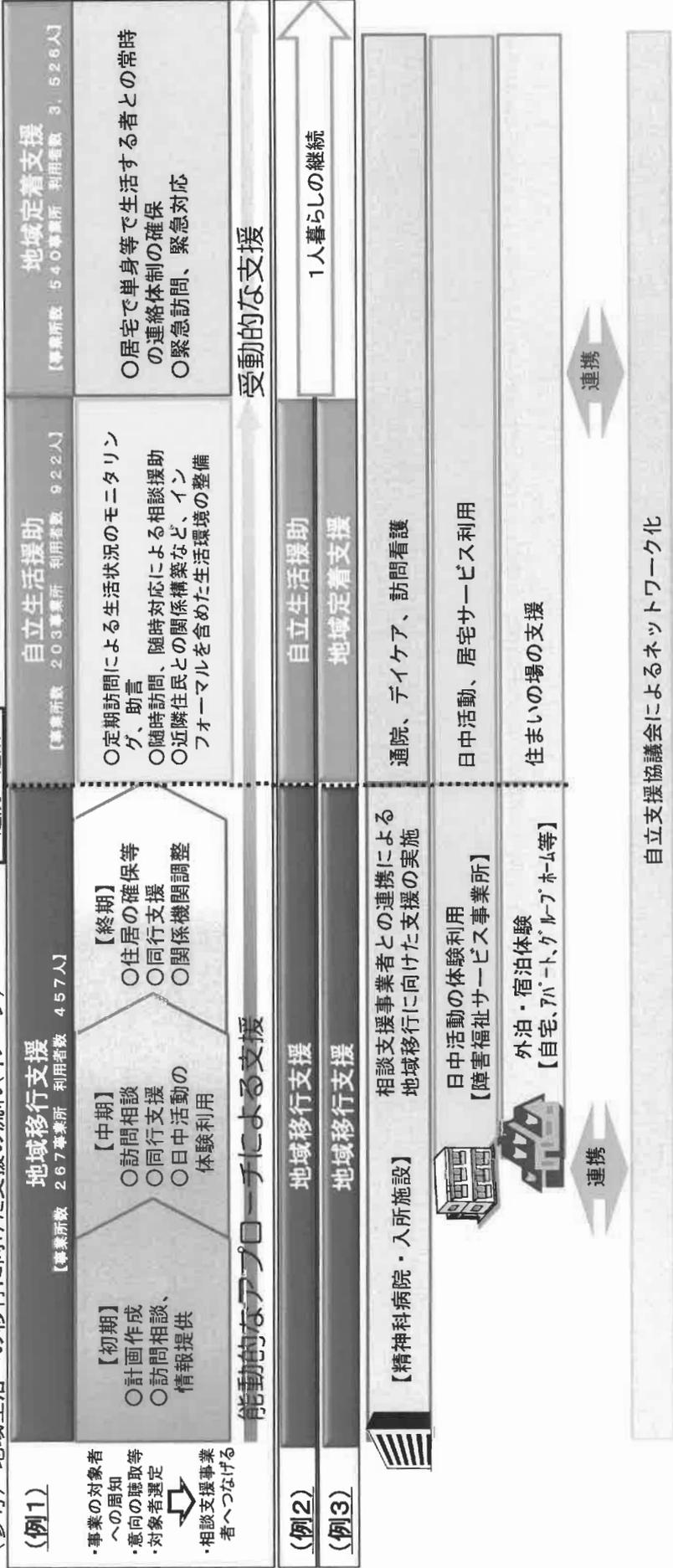
- ・長野県 大町市
- ・NPO法人北アルプスの風 障がい福祉部長  
(相談支援専門員・夜間支援従事者兼務)

まだまだ、現場でがんばります！

# 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

- 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施**
- **地域移行支援** : 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
  - **自立生活援助** : グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他の自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
  - **地域定着支援** : 自宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ) 【出典】 令和2年4月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

# 自立生活援助

## ○対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
  - ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※1)
  - ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めない(※2)ため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
- ※1の例 ・ 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰り返し 等)
  - ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合
- ※2の例 ・ 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ・ 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
  - ・ 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
  - ・ その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

## ○サービス内容

- 一定の期間(原則1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※ 市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 地域生活支援員1以上 (25:1が標準)

## ○報酬単価(令和元年10月～)

### ■基本報酬

- 自立生活援助サービス費(I)
- (1) 地域生活支援員30:1未満で退所等から1年以内の場合 [1,556単位]
  - (2) 地域生活支援員30:1以上で退所等から1年以内の場合 [1,089単位]

- 自立生活援助サービス費(II)
- (1) 地域生活支援員30:1未満でI以外の場合 [1,165単位]
  - (2) 地域生活支援員30:1以上でI以外の場合 [ 816単位]

### ■主な加算

#### 初回加算

指定自立生活援助の利用を開始した月  
500単位/月

#### 同行支援加算

外出する利用者に同行して支援を行った場合  
500単位/月

#### 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者に対して、支援を行った場合  
230単位/月

## ○事業所数

203(国保連令和 2年 4月実績)

## ○利用者数

922(国保連令和 2年 4月実績)

# 地域定着支援

## ○対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者
- 居宅において単身で生活する障害者
- 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
  - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
  - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外

## ○サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

## ○主な人員配置

- 従業者
  - ※ 1人以上は相談支援専門員であること
- 管理者

## ○報酬単価（令和元年10月～）

■基本報酬	
地域定着支援サービス費	体制確保費 305単位/月(毎月算定) 緊急時支援費(I) 711単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定) 緊急時支援費(II) 94単位/日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定)
■主な加算	
特別地域加算(15%加算)	中山間地域等に居住している者に対して支援した場合

## ○事業所数

540 (国保連令和 2年 4月実績)

## ○利用者数

3,526 (国保連令和 2年 4月実績)

## 地域生活支援拠点等とは

### 趣旨

障がい者の重度化・高齢化を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた相違工夫により整備し、障がい者に生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

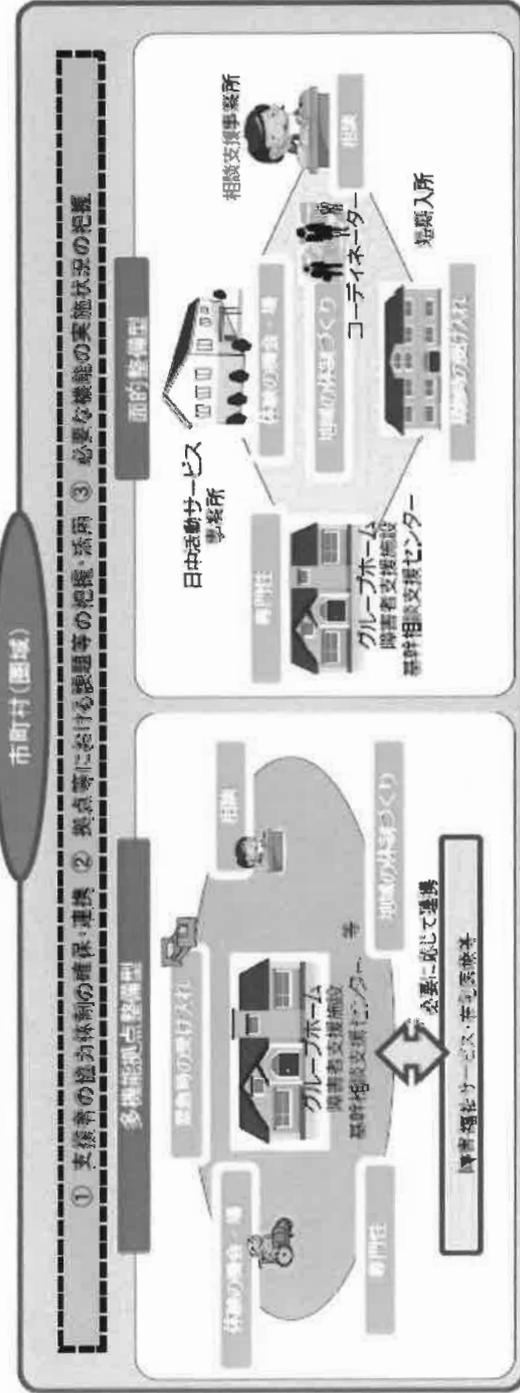
### 目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所を活用することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から協働生活援助、一人暮らし等絵の生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備すること等により、障がい者等の地域での生活を支援する。

### ●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



# グループホームの概要 (共同生活援助)

引用：厚生労働省 社会保障審議会障害者部会 令和3年11月5日 資料2より

## グループホーム現在の概要

- ▶ 利用者数・・・全国で14万人以上（令和3年2月） 入所施設利用者を上回る
- ▶ 介護の必要な方への対応として↓ 3類型にわかれる
  - ・介護サービス包括型・・・当該事業所の従業者のより介護サービス提供
  - ・日中サービス支援型・・・当該事業所の従業者のより常時の介護サービス提供
  - ・外部サービス利用型・・・外部の居宅介護事業所に委託

利用形態（呼称は様々）

- ・シェアハウス型
- ・アパート型
- ・サテライト型      ……等

## グループホームの課題

- NPO法人北アルプスの風
  - 共同生活援助 定員15名
    - 住居① 定員5名 (区分6・1名 5・1名 4・2名 3・1名)  
+サテライト型2床 (区分3 1名 非該当 1名)
    - 住居② 定員4名 (区分6 4名)
    - 住居③ 定員4名 (区分5 1名 4・1名 3・2名)
- ※それぞれの住居に短期入所2床を併設
- 事業所がかかえる課題
    - ・ 支援者不足
    - ・ 日中の支援者配置
    - ・ ご利用者、ご家族の要望にどこまで応えられるか不明

## グループホームの外観・ (右 サテライト型)



## 第3部 シンポジウム

「長野県の障がい者福祉施策  
～皆様へのメッセージ」

コーディネーター 又村 あおい 氏

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会常務理事

登壇者 野口 直樹 氏

(社福)高水福祉会常務理事

登壇者 片桐 政勝 氏

(社福)アルプス福祉会常務理事

登壇者 中村 彰

長野県手をつなぐ育成会長



## プロフィール

### 又村（またむら）あおい

昭和 48 年生まれ。

知的・発達障害のある人と家族や支援者を中心に構成される（一社）全国手をつなぐ育成会連合会の常務理事兼事務局長を拝命しています。

また、知的・発達障害のある人に関わる幅広い団体によって構成される（公社）日本発達障害連盟の常務理事（発達障害連盟刊行の「発達障害白書」「JLニュース」編集長）のほか、厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員や内閣府の内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員（平成 29 年）なども拝命しています。

障害者総合支援法、児童福祉法をはじめとする障害児者福祉制度全般や、障害者権利条約・障害者虐待防止法・障害者差別解消法などの権利擁護施策と、障害のある人の意思決定支援、障害のある人の暮らしとお金、障害のある子ども（医療的ケアを必要とする子ども）への支援、障害者優先調達推進法を活用した工賃向上、障害児者支援を通じた地域づくりなどが主な活動分野です。

主な著書：

あたらしいほうりつの本（全国手をつなぐ育成会連合会）

あたらしいほうりつの本・改訂版（全国手をつなぐ育成会連合会）

※ ほか、共同著書多数

（以下は職歴ですので、ご参考まで）

職歴としては、平成 7 年に神奈川県平塚市役所採用。11 年度から 18 年度まで障害福祉課へ在籍しました。（当時の担当は、障害者福祉計画、支援費制度・自立支援法の施行担当、障害児支援全般）

19・20 年度は神奈川県庁（総合政策課）への出向を経て、企画政策課政策担当（特命担当）に所属していました。26 年度に内閣府（障害者施策担当・障害者制度改革担当室）へ出向し、27 年度から令和元年度まで福祉総務課地域福祉担当に所属。令和 2 年 4 月から一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会の常務理事兼事務局長として着任しました。

## 職歴・活動歴

昭和 48 年生まれ

(活動歴)

平成 19 年～26 年 3 月

(福) 全日本手をつなぐ育成会機関誌・情報誌『手をつなぐ』編集委員

平成 20 年～25 年

早稲田大学文化構想学部招へい講師

平成 23 年～26 年 3 月

(福) 全日本手をつなぐ育成会 政策研究開発センター委員

平成 25 年～26 年 3 月

内閣府 障害者差別解消法地域協議会のあり方検討会委員

平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月

全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員

平成 27 年 7 月～令和 2 年 3 月

全国手をつなぐ育成会連合会機関誌「手をつなぐ」編集委員

平成 27 年 4 月～

(公社) 日本発達障害福祉連盟「J L ニュース」編集長

厚生労働科学研究費補助金研究「小児在宅医療の推進に関する研究」構成員

平成 27 年 12 月～

(公社) 日本発達障害福祉連盟「発達障害白書」編集委員

平成 28 年 5 月～

国立成育医療研究センター研修講師

平成 29 年 1 月～

内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員

令和 3 年 6 月～

厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

令和 4 年 4 月現在の主な役職

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長

(公社) 発達障害連盟 常務理事 (発達障害白書・J L ニュース編集長)

内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員

厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

(以下は職歴ですのでご参考として)

平成 7 年

成城大学法学部卒業、神奈川県平塚市役所へ入庁

平成 11 年

障害福祉課へ配属、障害者福祉計画、支援費制度・自立支援法の施行、障害児支援（療育相談）の企画庶務全般を担当

平成 19 年

神奈川県庁総合政策課へ出向、保健福祉部局の政策取りまとめを担当

平成 21 年

平塚市役所へ復帰、企画政策課へ配属、特命事項を担当

平成 26 年

内閣府（障害者施策担当参事官付け・障害者制度改革担当室）へ出向、障害者政策委員会事務局などを担当

平成 27 年

平塚市へ復帰、福祉総務課へ配属

あわせて、厚生労働科学研究費補助金研究「小児在宅医療の推進に関する研究」構成員、内閣府の障害者差別解消法アドバイザーへ就任

令和 2 年

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長に着任



## プロフィール

# 野口直樹

これまで

●厚生労働省科学研究事業

「障がい児・者の地域生活支援機能強化の在り方について」に参加（平成26年）

●長野県強度行動障害支援者養成研修実行委員長（27年～30年）

●日本知的障害福祉協会「人材育成委員会」委員（令和元年～2年）

●日本知的障害福祉協会「意思決定支援と成年後見制度に関わる委員会」委員（令和2年）

●厚生労働省補助金事業 日本総合研究所

「障害者支援施設における地域移行の実態調査と意思決定支援の取り組み推進のための調査研究事業」に参加（令和2年）

●厚生労働省補助金事業 PWCコンサルティング合同会社

「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究事業」に参加（令和3年）

現在

高水福祉会 常務理事

長野県相談支援専門員協会 理事

日本知的障害福祉協会「権利擁護委員会」副委員長

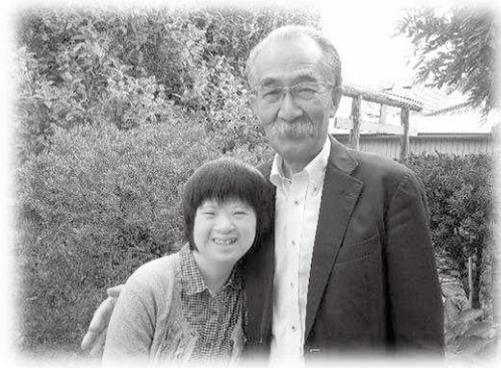
# プロフィール

2022年(R4年)9月21日現在

氏名	片桐 政勝 (かたぎり まさかつ)	
生年月日	1968年(S43年)1月25日	
住所	399-8301 長野県安曇野市穂高有明 2157-106	
趣味	山歩き、スキー	
所属	社会福祉法人 アルプス福祉会	
法人所在地	【所在地】 〒399-0021 長野県松本市寿豊丘 642-1 【TEL】 0263-85-4141 / 070-2238-2469 【メール】 m-katagiri@alps-fukushi.com	
職名	法人常務理事 生活介護事業所ねくすと 施設長	
資格	社会福祉士 介護福祉士	
職歴	<p>児童養護施設たかずやの里 児童指導員 ↓ 障害者支援施設穂高悠生寮 支援員 ↓ &lt;アルプス福祉会&gt; ・松本圏域障害者相談支援センターWish 所長 ・らいふあしすと(居宅・GH) 管理者 ↓ 松本協立病院 MSW ↓ &lt;アルプス福祉会&gt; ・法人常務理事兼ねくすと施設長</p>	

## 中 村 彰 プロフィール

長野県手をつなぐ育成会長  
昭和 27 年(1952 年)7 月生まれ (70 歳)



### ■人生の転機は3つ。

1. 二十歳頃までは、のほほんと過ごす日々だったかなあ…。  
学生時代はスキーに明け暮れ、雪上に立たないのは10月位だったかなあ…。  
スキー関連の仕事をしたいなあ…と勝手に辞めた大学。親に迷惑を掛け同時期に両膝に怪我、他大学に入り直したのが最初の転機。
2. 28歳で卒業しマツダ車のディーラーに就職、当時はショールームもほとんど無い時代、年間10日ほどしか休まず県内各地を飛び回る日々、主にタクシー・教習者を扱う法人営業に精を出している頃に知り合った妻と一緒にあったのが二番目。
3. そして第二子、長女まりが生まれて今日に至る三番目の転機。

■振り返ってみれば様々な人と知り合い、多くのことを経験させていただきました。まりが生まれて少し経った頃の妻との会話、「太らせない」「笑顔」「音楽」の3点と、3つの言葉が言えればいいね…「こんにちは」「お願いします」「ありがとう・ごめんなさい」という言葉、そして地域との接点を絶やさぬよう簡単なことを欲張らず、今日に至っています。

親兄弟は或る程度理解できる言葉でも、他人様には理解できないことがほとんどだと思えます。ダウン症A1、身長141cm、体重36.5kg、現在31歳

■私の父は30代の頃、耳が聞こえなくなりましたが補聴器をつけて教壇(高等学校)に立ち、定年まで勤務。上田市身体障害者福祉協会会長も務めさせていただきました。

■私の母は中心市街地の人が多く通るところを、大きな乳母車にまりを載せて毎日、送り迎えをしてくれました。その母が亡くなったのが平成11年、その年・母が入院してから「髭の中村」が誕生。

■小林彰さんとの出会い・思いが、様々な形となってきたように感じます。

■障がい福祉の今後、地域で暮らして行くための政策や予算は、いったいどうなっていくのか？ 障がい福祉に携わる皆さんに感謝するとともに、まさしく『人財』はどうなっていくのか？ 障がい福祉従事者の皆さん、応援しています。

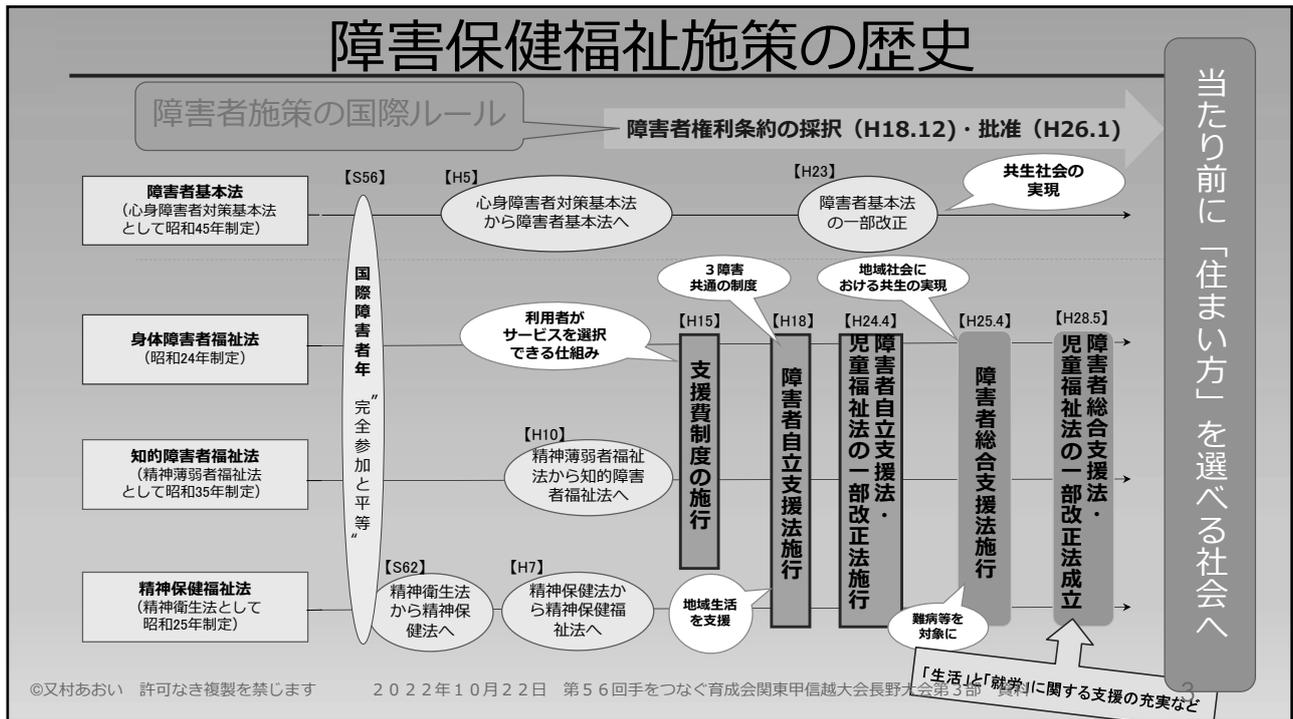
# 地域生活移行の 過去・現在・未来

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長  
(公社) 日本発達障害連盟 常務理事 (発達障害白書・JLニュース編集長)  
内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員  
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

## 障害のある人の 「住まい」を考える

# 障害保健福祉施策の歴史



## 権利条約における「住まい」の規定

### 【第19条・自立した生活及び地域社会への包容】

1. 全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって 地域社会で生活する平等の権利を有する
2. 居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに 特定の生活施設で生活する義務を負わないこと
3. 地域生活等に必要なる在宅・居住・その他の地域社会支援サービスを障害者が利用する機会を有する

# 福祉サービス分野における地域生活支援の方向性

改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。【平成25年4月1日施行】

## 基本理念の創設

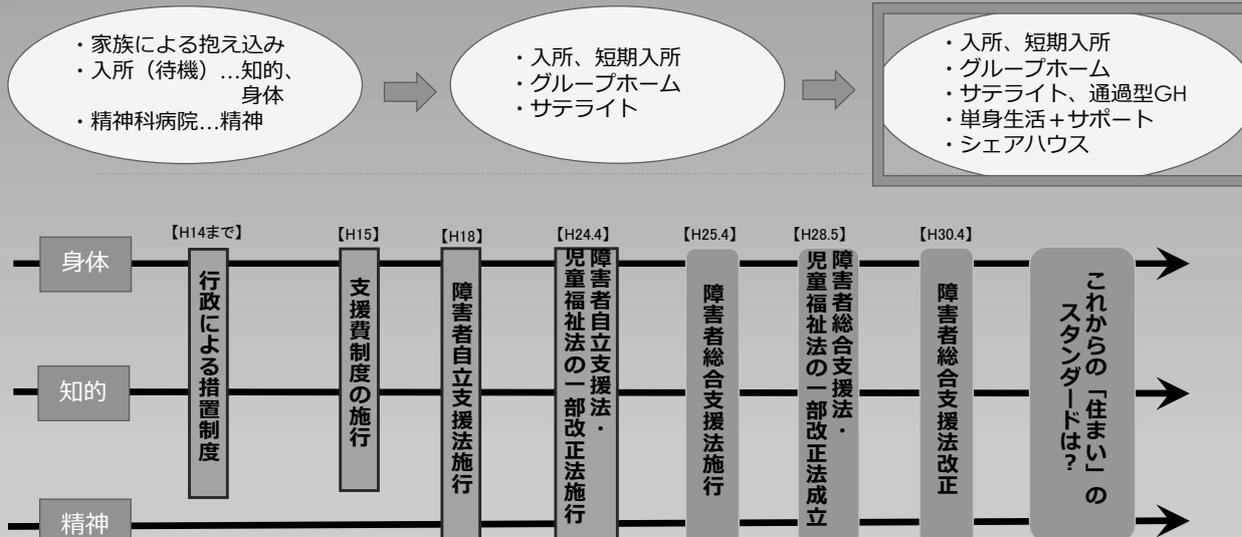
23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念
  - ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
  - ③ 可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
  - ④ 社会参加の機会の確保
  - ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
  - ⑥ 社会的障壁の除去
- といった重要な考え方を総合支援法の理念としても規定

のを地入権  
あ支域れ利  
り援で、条  
方す暮可約  
をるら能の  
示福しな考  
した社て限  
もーく身を  
のビこ近取  
スとなり

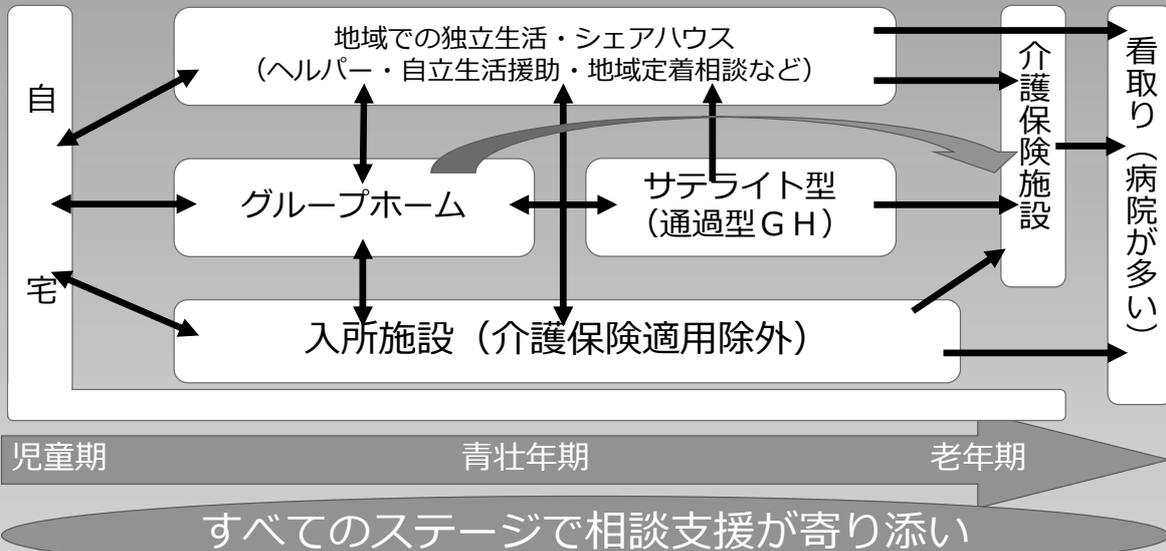
©又村あおい 許可なき複製を禁じます 2022年10月22日 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会第3部 資料

## 障害者の「住まい」、そのスタンダードの変容



©又村あおい 許可なき複製を禁じます 2022年10月22日 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会第3部 資料

## 障害のある人の住まい・暮らしぶりイメージ



©又村あおい 許可なき複製を禁じます

2022年10月22日 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会第3部 資料

7

## 障害者の家族同居

# 率はどれくらい？

©又村あおい 許可なき複製を禁じます

2022年10月22日 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会第3部 資料

8

## 障害者の家族同居率

1. 障害者の家族同居率については、厚生労働省が実施する「生活のしづらさなどに関する調査」が追いかけています
2. この調査は5年に1回の実施で、比較可能なデータは平成23年と28年になります（今年は新型コロナの影響で延期）
3. 平成28年の調査は次ページのとおりで、知的障害の場合には、親との同居が65歳未満で92%、65歳以上で10%です

©又村あおい 許可なき複製を禁じます

2022年10月22日 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会第3部 資料

9

(65歳未満)						
	総数	障害者手帳 所有者	障害者手帳の種類（複数回答）			
			身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
総数	100.0% (1,891)	100.0% (1,776)	100.0% (859)	100.0% (631)	100.0% (472)	
同居者有	81.0% (1,532)	80.6% (1,431)	84.1% (722)	81.0% (511)	75.0% (354)	
夫婦で暮らしている	26.1% (493)	32.8% (469)	52.1% (376)	4.3% (22)	27.1% (96)	
親と暮らしている	53.6% (1,013)	65.6% (939)	48.6% (351)	92.0% (470)	67.8% (240)	
子と暮らしている	15.4% (292)	19.0% (272)	29.9% (216)	3.1% (16)	15.5% (55)	
兄弟姉妹と暮らしている	18.6% (352)	23.1% (331)	13.3% (96)	40.3% (206)	19.5% (69)	
その他の人と暮らしている	3.9% (73)	5.0% (71)	2.6% (19)	8.6% (44)	4.8% (17)	
一人で暮らしている	11.4% (216)	11.4% (203)	12.2% (105)	3.0% (19)	18.6% (88)	
不詳	7.6% (143)	8.0% (142)	3.7% (32)	16.0% (101)	6.4% (30)	

(65歳以上 (年齢不詳を含む))						
	総数	障害者手帳 所持者	障害者手帳の種類 (複数回答)			
			身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
総数	100.0% (2,819)	100.0% (2,666)	100.0% (2,545)	100.0% (133)	100.0% (196)	
同居者有	79.4% (2,238)	79.7% (2,126)	81.5% (2,074)	66.2% (88)	64.8% (127)	
(複数 回答)	夫婦で暮らしている	54.8% (1,544)	70.1% (1,490)	70.9% (1,470)	62.5% (55)	63.8% (81)
	親と暮らしている	2.6% (74)	3.2% (69)	2.7% (55)	10.2% (9)	11.0% (14)
	子と暮らしている	36.9% (1,039)	45.9% (975)	46.2% (959)	35.2% (31)	37.0% (47)
	兄弟姉妹と暮らしている	1.8% (50)	2.3% (48)	1.8% (37)	12.5% (11)	7.9% (10)
	その他の人と暮らしている	3.3% (94)	4.3% (91)	4.1% (84)	5.7% (5)	6.3% (8)
	一人で暮らしている	16.2% (456)	15.9% (424)	15.3% (389)	17.3% (23)	25.0% (49)
不詳	4.4% (125)	4.4% (116)	3.2% (82)	16.5% (22)	10.2% (20)	

※括弧内は有効回答数に基づく集計結果である。

## 障害者の家族同居率

4. ちなみに、前回 (平成23年) の結果をみると、親との同居が65歳未満で91%、65歳以上で約16%であり、5年間での変動は少ないといえます
5. 65歳以上の知的障害者については、夫婦で暮らす、自分の子どもと暮らすのケースが多くなっており、一般的な暮らしぶりに近づいています
6. 少なくとも、65歳未満については圧倒的に親との同居が多いことが分かります

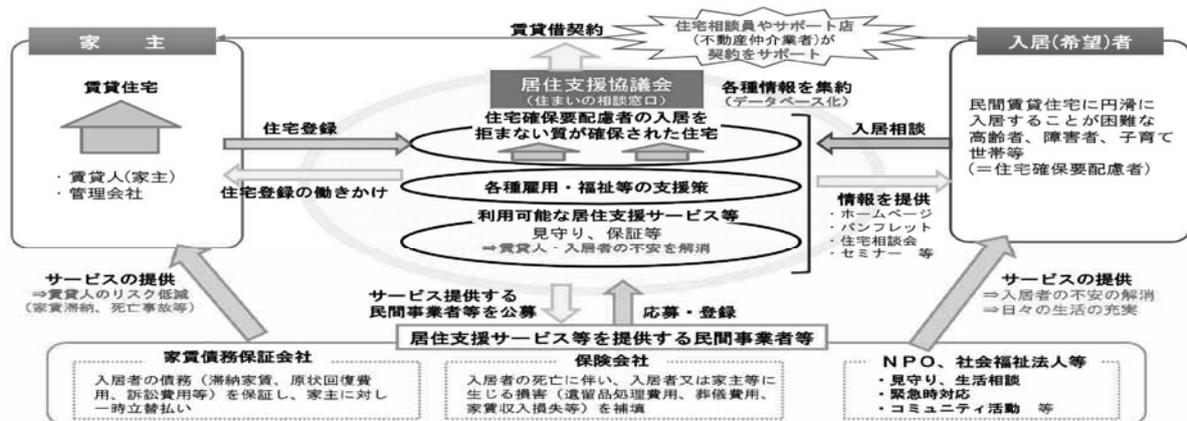
# 障害者の家族同居率

- 7. 本人が希望する将来的な暮らしぶりについては「今までと同じように暮らしたい=親との同居希望」が約70%で断トツです
- 8. 2位以下はダンゴ状態ですが、中でも「分からない」が約10%で2位となっている点は重要です（以下、グループホームが約6%、一人暮らしが約5%）
- 9. この結果も、平成23年と比較してほとんど変化がありません

## これからの「障害者等の居住支援」のあり方

### 居住支援協議会の活動イメージ

- 居住支援協議会の活動としては、相談窓口を設置し、以下の取組みを行うことが考えられます。
  - ① 要配慮者が入居可能な住宅、入居希望者や賃貸人等が利用可能なサービス等に関する情報の集約・提供
  - ② 居住支援サービス（見守り・生活相談、緊急対応、保証等）の提供やコミュニティ活動に取り組み民間事業者・NPO等の紹介・斡旋
  - ③ 住宅相談員、地域の不動産店等による契約サポート



## これからの「障害者等の居住支援」のあり方

### 居住支援法人制度の概要

#### 居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、団体を指定することが可能

- 居住支援法人に指定される法人
  - ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
  - ・ 社会福祉法人
  - ・ 居住支援を目的とする会社 等

#### 居住支援法人の行う業務

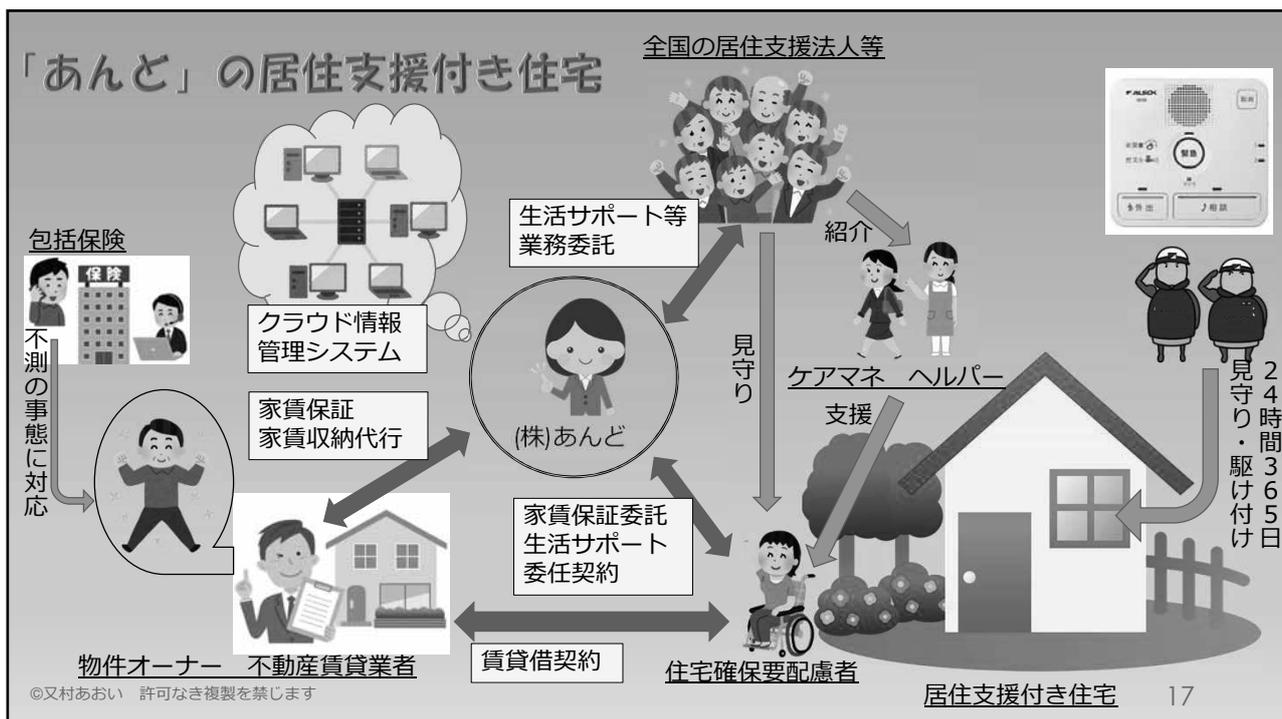
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人が①の業務を行うかどうかは、地域の実情を踏まえて判断されるもので、すべての居住支援法人が必ずしも同業務を行わなければならないものではない。

## これからの「障害者等の居住支援」のあり方

<障害者等に住居を貸す側（オーナー、不動産管理会社）の不安について>

- 1 家賃滞納の不安 → **家賃支払い**の確実な履行がされるか。
- 2 安全確保への不安
  - (1) 地震や水害の発生などの非常時の際、**避難**ができるか。
  - (2) 建物や設備が**バリアフリー**となっていない。
  - (3) 意思疎通が難しく、いざというときに**安全確保**ができないのではないか。
  - (4) 自傷行為、自殺の危険はないか。また、**パニック**発作やてんかん発作が起きたときが不安だ。
- 3 近隣住民等に迷惑をかける不安
  - (1) 火の始末がきちんとできるか。すぐに消防署へ**通報**できるか。
  - (2) 奇声を発したり、何かをたたいて騒音を出したり、**近隣住民に対して迷惑**をかけるのではないか。
- 4 建物や設備の維持への不安
  - (1) 車いすの人に貸したら、建物が傷むのではないか。
  - (2) 建物を勝手に改修されてしまうのではないか。
- 5 フォロー体制に対する不安  
**保証人**が緊急時やトラブル発生時に適切に対応してくれるのか不安である。



ご清聴  
ありがとうございます  
ございました

## ご参考まで・・・（その1）

# 全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました

<http://zen-iku.jp/>



または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくと  
たいがいトップで表示されます。

QRコードはこちら！

©又村あおい 許可なき複製を禁じます

2022年10月22日 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会長野大会第3部 資料

19

## ご参考まで・・・（その2）

### あたらしいほうりつの本（改訂版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。



お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから  
<http://zen-iku.jp/publish/book>



20

## ご参考まで・・・（その3）

### 「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」の3種類で、いずれも障害のある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています（障害以外の理由で加入できない場合があります）。加入対象は、育成会の会員〔障害のある人、障害のある人の家族（親、きょうだい）、障害福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕の皆さまです。

（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）

専用ページは  
こちらから！



21

## おたすけプランシリーズの概要

（1）がんのおたすけプラン：日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険

⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障害のある本人が加入しやすく

（2）おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償

⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠責も兼ねる。手頃な価格でご加入可能。（年齢による保険料変動がなく、告知不要）

（3）暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険

⇒ 病気やけがで長期休業（退職）になった際、給与の60%程度を補償（精神疾患による休職も2年間補償）

団体契約により保険料10%割引！

知的障害者を支える方向け「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険+葬祭費用等補償特約

知的障害者本人の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え  
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン

©又村あおい 許可なき複製を禁ず

22

第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会  
長野大会

**協 賛 広 告**

本大会に対し、深くご理解とご協力を賜り  
厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

掲載順不同

# 知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

## 主な補償内容

病気やケガで入院したとき  
入院給付金

賠償責任を負ったとき  
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき  
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金  
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき  
弁護士費用等補償  
※プランによって補償します

病気で死亡したとき  
疾病葬祭費用保険金  
※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり  
物を壊してしまったとき  
職業従事中事故対応費用補償  
※プランによって補償します

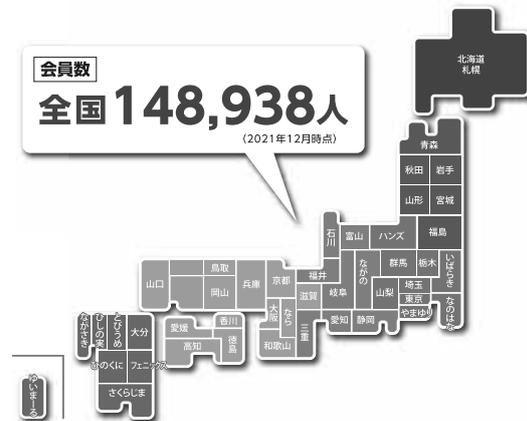
※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

## ●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約149,000人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

## 生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、  
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

### 保険のお問合せはこちら

#### ■担当代理店・扱者

ジェイアイシーセントラル (株)長野営業所  
〒390-0811 松本市中央3-3-16松本蔵の街ビル4F

TEL: 0120-758-625(お問い合わせ専用ダイヤル)  
受付時間: 午前9時~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

#### ■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

#### 名古屋支店

〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目27番12号 富士火災名古屋ビル2階

TEL: 052-857-1400

受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

### ご入会のお問合せはこちら

ながの知的障がい児者生活サポート協会

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田98-1

長野県保健福祉事務所庁舎 長野県手をつなぐ育成会内

TEL:026-217-5203 FAX:026-217-5203

2021年12月現在の内容です。(D-005640 2023-03)

病気やケガが絶えない・・・  
成人病や生活習慣病に備えたい・・・



他人の物を壊してしまった・・・



このようなお困り事に  
心当たりがある方に・・・



虐待・雇用現場での差別など  
人に相談しにくい悩みがある・・・

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(無告知型)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・  
発達障がい、ダウン症、  
てんかんのある方、  
ご家族に

弁護士が  
全面的に  
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利擁護補償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、  
弁護士がサポート



詳しい資料のご請求・お問合せはこちら



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL: <http://www.z-kyosai.com/>



[2022年5月作成 22-TC00934]

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」  
「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読  
みください。  
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社まで  
お問い合わせください。

取扱代理店(資料請求・その他お問い合わせ)

株式会社ICS

〒392-0026

長野県諏訪市大手1-14-5

諏訪シティホテル成田屋2F

TEL: 0266-57-7155

# 社会福祉法人 長野県知的障害者育成会

## 法人理念

「誰もが笑顔で輝く共生社会の創造に貢献します」



飯田市のLサポート  
久堅農園を移転し、  
共同生活援助施設  
「きららの郷」、就  
労継続支援B型事業  
所「きらら事業所」  
としてスタートして  
います。



各事業所で、地域で  
暮らす支援が必要な  
障害のある方に、日  
常生活の介護や日中  
活動支援、作業支援、  
散歩、運動、外出な  
ど様々な活動を提供  
しています。楽しく  
充実した時間を過ご  
していただけるよう、  
日々工夫を重ねなが  
ら支援しています。

法人本部 〒380-0936 長野市中御所岡田98-1

TEL 026-219-3925 FAX 026-219-4447

Email: houjin@shafuku-chiteki.jp

松本市:ドリームワークス(生活介護、就労継続支援B型、相談支援)

エルサポートパノラマ(就労継続支援B型、共同生活援助)

飯田市:Lサポート 東栄町事業所(生活介護、就労継続支援B型、相談支援)

きらら事業所(就労継続支援B型)

きららの郷(共同生活援助)

小諸市:小諸みかげ(生活介護、就労継続支援B型、相談支援)

小諸市福祉企業センター(生活保護授産、就労移行支援、  
就労継続支援B型、就労定着支援)

祝 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会  
地域で暮らそうフォーラム 2022!



夢  
あきらめない



**NPO法人シャイン**

法人所在地

〒386-0153 長野県上田市岩下502番地  
TEL0268-27-2796 FAX0268-34-7101  
E-mail:npo-syain@titan.ocn.ne.jp  
<http://npo-syain.com>

正社員  
アルバイト  
募集中です!!

# 祝 第56回

## 手をつなぐ育成会関東甲信越大会



障がいのある方の

「はたらく・くらす・たのしむ」

を応援します！

特定非営利活動法人 Enjoy Life Support Network  
since 2009



# エリスン



ホームページ  
<http://elisun.jp>



フェイスブック  
<https://www.facebook.com/kuwaroman>



ツイッター、インスタグラムもチェック！

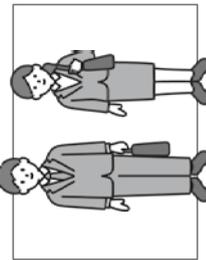
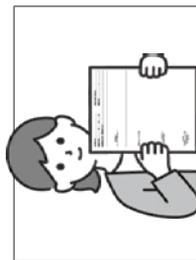
就労継続支援 B 型事業所	舞田館	長野県上田市舞田 232	TEL 0268-39-8666
就労継続支援 B 型事業所	塩田館	長野県上田市八木沢 1454-34	TEL 0268-38-2779
生活援助事業所	エリスンエステート	長野県上田市上田原 785-6	TEL 0268-27-6160

# 上小基幹相談支援センター / 事業のご紹介

「上小圏域基幹相談支援センター」は、障害がある方が、自分の暮らしたい地域でその地域の方々と一緒に支えあいがながら安心して暮らせる社会を目指し、平成16年10月1日にスタートしました。平成24年4月1日からは、基幹相談支援センターの機能を兼ねたセンターへと再スタートを切りました。上小圏域の市町村及び指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所との連携を強化し、上小圏域の相談支援体制及び障害者の権利擁護（虐待防止）の充実を図ります。また、障害のある方やそのご家族、関係される方々の相談、不安や悩みなどをお聞きするため、みなさんのところに参ります。そして生活が今よりも少しも豊かなものになるよう、お手伝いさせていただきます。

## 障害児者相談支援業務（委託相談事業）

- 1 基本相談支援
- 2 ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用に関する相談支援
- 3 権利擁護（虐待防止・差別解消）のための相談
- 4 専門機関（法律・医療等）の紹介
- 5 障がい者の自立のために必要な相談支援



〒386-0012 長野県上田市中央3丁目5番1号 上田市ふれあい福祉センター2F  
上小圏域基幹相談支援センター TEL 0268-28-5522 FAX 0268-28-5520

## 基幹相談センター業務（機能強化事業）

- 1 総合相談及び専門相談
- 2 相談支援専門員の人材育成に向けた実地教育（OJT）体制整備
- 3 地域相談支援体制強化に向けた自立生活援助・地域定着支援と体制整備
- 4 地域移行支援並びに居住支援協議会に向けた協議（事務局機能）
- 5 地域の障がい児者の権利（虐待防止・差別解消）が擁護される共生社会作りに
- 6 上小圏域障がい者自立支援協議会の各委員会・専門部会を通じて地域課題の解決と福祉計画の推進
- 7 児童発達支援への相談体制の推進と連携強化
- 8 上小圏域障害者支援施設入所調整へのアドバイザー機能



社会福祉法人

# かりがね福祉会

上田市真田町長6430-1 ☎0268-72-3431 ホームページ:<https://karigane.or.jp>

『地域の全人生に幸せを』  
～生成発展によって幸せを拡める地域共同体～

<b>ライフステージかりがね</b> 施設入所支援・生活介護・短期入所	<b>え～る</b> 在宅・重度包括支援	<b>共同生活サポートセンター</b> グループホーム・短所入所	<b>ミライエ</b> 放課後等デイサービス
<b>アトリエFuu</b> 生活介護	<b>OIDEYOハウス</b> 生活介護	<b>風の工房</b> 生活介護	<b>つつじ</b> 相談支援事業

## 社会福祉法人高水福祉会

高水福祉会は、北信圏域で暮らす障がいのある方とその家族が、この地域で生まれ暮らして幸せであったと実感できる人生を送って頂くために存在します。

祝  
関プロ大会



長野県中野市大字田上322番地  
TEL 0269-34-6120 FAX 0269-34-6121  
Mail [info@ko-sui.com](mailto:info@ko-sui.com)

# 祝

## 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会

### 一般社団法人長野県知的障がい福祉協会

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 長野保健福祉事務所庁舎内

TEL:026-225-0704 FAX:026-225-0714

E-mail:na-chifuku@deluxe.ocn.ne.jp

～今を暮らす～をテーマに 28年 総合保険代理店

損害保険ジャパン(株)、メットライフ生命(株) 代理店

有限会社 **工藤和幸商店** <長野/上田>

TEL 050-3797-9159

ネットでのオンライン面談なども準備しています。お気軽にご相談ください



## 祝 第56回 手をつなぐ育成会 関東甲信越大会 長野大会



マスコットキャラクター「ワトクくん」

長野県社会福祉事業団は皆様の  
「地域で暮らす」を応援します

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(水内荘・信濃学園・西駒郷など県内20事業所を運営)

長野市大字高田364番地1

TEL 026-228-0337

URL <https://nagano-swc.com/>



### 「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」 を開所しました！

このセンターは、作品展開催のほか、作品の販売や著作権等に関する相談支援、芸術文化活動に関する研修等を行い、障がいのある方を幅広くサポートしていきます。  
どなたでもご利用いただけます。芸術文化活動に関するお困りごと等、お気軽にご相談下さい。  
TEL 026-217-0022 (本部事務局内)

#### <作品展開催中>

Relation:Art Brut 一写真家 大西暢夫がとらえたアール・ブリュット

10月22日(土) - 23日(日)

9:00 - 17:00

(展示入室は16:30まで)

長野県立美術館 地下1階 ホール

(長野市箱清水1-4-4)

ザワメキ・キャラバン2022「キラ☆展」

10月20日(木) - 25日(火)

10:00 - 17:00

ギャラリープラザ長野

(長野市新田町1513-2)



Relation展  
出展作家名  
小林洋一  
新万里絵  
関口エ子  
富良野義  
ナガホホ  
森川里緒奈  
吉澤健

祝 第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会 (長野大会)

## NPO法人 北アルプスの風

障がい福祉部 代表住所 大町市大町 2532-10

- ・ 共同作業所がんばりやさん (生活介護・就労継続支援 B 型)
- ・ 第2共同作業所がんばりやさん (就労継続支援 A 型)
- ・ がんばりやさんグループホーム (共同生活援助)
- ・ がんばりやさんショートステイ (短期入所)
- ・ がんばりやさん相談支援事業所 (特定障害者・児相談、一般相談)
- ・ がんばりやさん自立生活援助

祝 第56回 育成会 長野大会

ゆらり相談  
支援センター

- ▽相談支援
- ▽自立生活援



生活支援事業所  
ゆらり

- ▽生活介護
- ▽生活訓練

一般社団法人ゆらゆら

諏訪郡下諏訪町

【障がいのある方の自立または自律を目指す】

特定非営利活動法人 人和会

指定特定相談支援事業所

「人和会障がい者相談支援センター」  
多機能型事業所(就労継続 B/自立訓練)  
「みずのごとし」



[法人ホームページ]<https://towakai1089.com/>

祝

第56回手をつなぐ育成会関東甲信越大会  
「地域で暮らす」フォーラム

社会福祉法人アルプス福祉会

〒 399-0021 松本市寿豊丘 642-1

TEL : 0263-85-4141 FAX : 0263-31-3696

Email:alps@alps-fukushi.com

長野大会は、「配分金」「助成金」を受けて運営しています。

赤い羽根共同募金の配分金で開催しています。



(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会の助成金で開催しています。

(社福) 長野県社会福祉協議会の助成金で開催しています。



長野市若穂保科 清水寺の紅葉

## 長野大会事務局

長野県手をつなぐ育成会

〒380-0936 長野市中御所岡田98-1

長野県長野保健福祉事務所1階

電話 026-227-6811 FAX 026-227-6836

Eメール kokoro@ikuseikai-nagano.jp

<https://www.ikuseikai-nagano.jp/index.html>